平成24年第1回多賀城市議会定例会会議録(第4号)

平成24年2月23日(木曜日)

◎出席議員(17名)

議長 板橋 惠一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 惠子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員(1名)

14番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉 建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前10時00分 開議

○議長(板橋惠一)

おはようございます。

本日も慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(板橋惠一)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び栁原清議員を指名いたします。

〇議長(板橋惠一)

この際、御報告を申し上げます。

本日、14番雨森修一議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第2条の規定により届け出がありました。これをもって報告を終わります。

日程第2 一般質問

○議長(板橋惠一)

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたします。

4番深谷晃祐議員の登壇を許します。

(4番 深谷晃祐議員登壇)

〇4番(深谷晃祐議員)

3月11日の東日本大震災から、もうすぐ1年がたとうとしています。生かされた者の使命として、多賀城の再興をなし遂げる義務があると思います。我々は必ずや多賀城を再生し、震災以前よりも活気あるまちにしなければなりません。そんな思いで今回の質問をさせていただきます。

通告どおり3点質問いたします。

まず、多賀城市の復旧・復興のためには、国からの補助金だけでなく、さまざまな方面から 収入源を確保する方策を検討する必要があると考えます。その一方策が、議会でも何度か話 題になったネーミングライツです。施設の命名権を売却し、財源確保を図ることが普通です が、今回はこのネーミングライツの手法を少し進化させる提案をさせていただきます。

文化センターの名前を「震災復興祈念ホール」、祈念は、祈るホールという、命名し、全国 に向けて、被災地には大震災の傷跡がいまだ残っており、長期的なスパンでの復興を目指し ていること、そして、そのためには、大震災以降、全国各地からの支援に大変な感謝をする とともに、長期にわたる継続的な支援が必要であること、被災地から改めて発信し、ふるさ と納税、いわば寄附金の形で財源を募るという方法であります。

今月、神奈川県の伊勢原市にパネリストとして招かれる機会がありました。ホテルで新聞を 手にとりページをめくると、東日本大震災の記事は一つもありませんでした。このことを含め、震災はもう既に過去のことになりつつあります。しかし、震災を風化させてしまうには、 まだ早過ぎます。震災を忘れさせない、風化させない努力を多賀城市から全国に発信し続けることが重要であると考えます。その手法に文化センターという経営資源を活用する今回の策を考えました。

このような寄附を募るためには、ただ文化センターの名前を変えるだけではなく、全国の人たちに被災地の現状を理解してもらい、また、そのような現状の中でも我々がふるさと多賀城に熱い思いを持って復興に向けて努力しているということを認知してもらう必要があります。

また、全国の皆さんのみならず、市民自身がこの事業に関心を持てるよう、祈念ホールの命名式と同時に、市内の子供からお年寄りまでが参加できる復興祈念音楽祭や、震災によって再認識された家庭・人のきずなの温かさ、郷土愛に関する人情味あふれる小説や短歌、川柳を公募し、それを祈念ホールでコンクールのような形で発表する「多賀城市民復興祈念文芸コンクール」などといった話題性のある市民参加型の復興イベントを、今までおのおのに主催していた生涯学習団体などが英知と情熱を集結し、一つの大きな事業として開催すべきであると考えます。

震災の経験をただ悲観するのではなく、復興に向かっている今だからこそできる財政確保 策を前向きに検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。 2点目は、復旧・復興に向けた経営資源を生み出すためには、既存事業の統廃合が重要な視点の一つです。見直しに際し、行政内部はもちろんのこと、市民団体、学校、企業などがそれぞれ行っている事業や取り組みとの連携、事業の合同開催など、横のつながりを広げていくこと。つまり、市民の皆さんの自分たちでできることは自分たちでやるという協働の意識が、予算を生み出すためには必ず必要なことであると思います。

今回の震災で、だれもが人と人とのつながりの大切さ、そして協力し合ったときの大きなパワーというものを感じたはずです。お互いがお互いのノウハウを合わせれば、そこから新しいものが生まれ、そこにまた人が集まり、ネットワークが形成され、たとえお金がなくても大きなことを実現できる。手前みそで恐縮ではありますが、あえて紹介させていただければ、昨年の政庁跡にて行われた万葉復興祭・万葉の灯、アラハバキの灯ではないでしょうか。万葉まつり実行委員会の皆さん、ゲートシティ多賀城の皆さん、TAP 多賀城の皆さん、そして多賀城市民の皆さん、塩釜青年会議所の方々を初め、多くの市民活動団体が協働し、一つの大きな事業をなし遂げました。ふだんはそれぞれが個々に活動する団体ですが、多賀城の再興を願う心一つで個々の活動団体が力を合わせ、大きな事業をなし遂げたのです。あの事業の形こそが協働のすばらしい成果の一つであると考えます。

また、自分たちでできることを自分たちでという協働精神が市全体に浸透すれば、行政は、 行政にしかできない分野の仕事、つまり、今の最重要課題である復旧・復興に尽力できます。 行政がそれらを全うしていくことで市民の方々との信頼関係をさらに構築し、市民活動が より活発に、お互いに汗をかき、語り合い、多賀城の未来へ向けて、手を携えて行動すると いうすばらしい循環ができるはずであります。

しかし、自分たちの住む地域で自分たちでできることを実行しようとしても、何が課題で、 何ができるのかを、だれがどんな活動をしているのかといったことがわからないため、行動 に移すことができない方が大勢いらっしゃるはずです。

そのような問題を解決するためには、既に市民活動サポートセンターを中心に行った数ある市民活動団体、NPO 団体などを集め、地区ごとに分けて、どんな活動を行っているのかを市民の皆さんに紹介するフォーラムがありました。あのような催しをどんどん推し進めることで情報が共有でき、市民協働の意識の実行につながるのではないでしょうか。

また、市民と団体だけでなく、団体同士の交流が図れることで仲間意識が生まれ、団体同士が手を組み、さらに大きなものを達成できる。そして、その姿を見た市民の方が自発的に活動に参加する、団体を立ち上げるといった波及効果も生まれてくるはずです。

また、大学生、地域、小中学校の連携をより図っていくため、多賀城市が宮城県のどの自治体よりも先駆けて行った学校支援地域本部を介し、学生が小中学校に出向き、図工などの授業に協力したり、反対に小中学校の生徒たちが校外学習の一環として大学を訪問したりすることで、大学生と小中学校の生徒を結びつける。さらには、その活動の中で学校支援地域本部に登録している人生の先輩方ともかかわる機会を設け、つながりの輪を広げていく。そうすることで子供たちや学生に郷土愛が芽生え、また、お互いの顔を知ることによって地域

の安心・安全にもつながっていくでしょう。協力した学生には、活動の頻度、内容によって成績にも加味していくような仕組みをつくっていただき、活動への参加を促していく。特に、学院大学工学部の学生は 4 年間多賀城に通うため、このようなつながりを広めていけば、多賀城市にとっても東北学院大学にとっても、伝統となっていくのではないでしょうか。地域の住民が、自分たちの地域の課題に対して自分たちで取り組んでいくことが、行財政改革の手法である市民協働の理想の形です。今回の震災ではたくさんのボランティアが活躍しました。多くのボランティアが生まれた背景には、ボランティアをしている人たちを見て自分もやろうと心を動かされた人たちが、多賀城のボランティアに登録し、多賀城のために協力するという光景が多く見られました。市民協働の概念は、もう自然とでき上がっているのです。ですから、その概念を意識として根づかせ、実行することが必要なのです。震災復興元年のことしだからこそ、市民の皆さんを初め、地域を形成している団体、学校、企業など、多様な主体の皆さんが一体となって自分たちのやるべきことを実行していただき、その自然な流れによる前向きなスクラップ・アンド・ビルドによって、最少の費用で最大の効果が生まれ、結果として財源を生み出していくというのがこの2点目です。

スクラップ・アンド・ビルドと申しましたが、言いかえれば、選択と集中です。しかし、そのためには行政が横のつながりの枠組み、つまり、先ほど例に挙げたフォーラムのような参加を動機づけるための機会を積極的に提供していくこと。そして市民の皆さんに生み出された財源を無駄なく復旧・復興に使用することを約束し、必ず実行することで市民の皆さんの努力にしっかりとこたえていくということが絶対の条件です。

政庁跡の南門の建設や復興ミュージアム構想は、非常に夢のある計画ですばらしいと思います。ですが、今はまず行政が復旧に向けて全力を尽くすという態度を明確に示すことこそが、市民の皆さんに行政がしっかりやっていてくれるなら自分たちも自分たちでできることを実行しようと思っていただくことが重要で、それが自然な形のスクラップ・アンド・ビルド、さらにその先のアウトソーシングを順調に進めていくはずです。

この計画が実を結べば、多賀城市の姿が他の自治体にも広がり、東北全体、さらには日本全体にまで広がっていき、最終的に日本の再生につながっていくはずです。市民と行政が痛みを分かち、復旧・復興という共通の目標に向かうことで、前向きなスクラップ・アンド・ビルド、選択と集中の発想が出てくると考えますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、復興計画を推進していく上で考えなければならないのは、多賀城市の財政は決して豊かな状況にあるとは言えないことです。さらに、市職員の人数は、適正定員管理計画により抑えられております。加えて、震災後、平時の業務に加えて震災復旧業務、震災復興業務と約3倍の仕事量になるなど、職員の負担も相当大きなものになっていると考えます。今のままでは一人の仕事量がふえ、こなせなくなってしまう可能性があるでしょう。この財政状況、職員の負担増という状況を打開するために、現在は自治法派遣などによる人の確保を進めるも、思うように人材も確保できていない状況は、どの被災自治体も同じであるようです。しかし、これまで経験したことのない災害復旧に対する最短でも10年の長期戦

なのです。これまでのやり方を踏襲していては到底なし遂げられるものではありません。 先ほど市民の力、多様な主体とともに歩むべきと述べさせていただきましたが、民間企業の 力もまた復興に向けた大きな力とすべきだと考えます。ですので、今こそ予断を持たず、ア ウトソーシング、民間委託の必要があると考えます。企業に委託することで、競争制により サービスの向上を図ることもでき、NPO、ボランティアに委託することで市民協働のまち づくりを進めていくこともできます。例えば、福島県会津坂下町では、公民館の運営を地域 の NPO に委託しております。公民館という場を通し、地域住民がまちづくりに積極的に参 加できたというすばらしい事例があります。

前述の市民協働とアウトソーシングを行財政改革アクションプランに基づき、きちんと進めていくことが多賀城市にとって最重要課題であると考えますが、いかがでしょうか。 そして、アウトソーシングや民間委託と協働がすばらしい形で組み合わさった会津坂下町のように、市内の公共施設を市だけの力で運営するのではなく、できるところは民間に委託し、そこに市民の力を加える。企業に丸投げするのではなく、住民の有志を構成員とする。そうすることで本当に求められるサービスを行政の力に頼ることなく、市民感覚と企業が持つスキルを融合させ、行政が運営するサービスの提供とは違った、より市民が利用しやすいサービスを提供することができると考えます。この考えは、先ほどのスクラップ・アンド・ビルド、選択と集中という方策にもつながる部分があり、アウトソーシング、スクラップ・アンド・ビルドの双方を組み合わせて積極的に行っていくことが大切であり、協働の概念を提言するものでもあります。

住民のできることは住民の手で行う。住民の理想とするサービスを自分の手でつくり出すことができるでしょう。そして、最終的には全公共施設を市民の手で運営することを目標に掲げていただきたいと思います。これまで行政が行ってきた業務を民間にただ委託するのではなく、より効果的な契約を結ぶために企業と提携内容を細かく協議すること、NPOや地域住民の力を取り入れていくこと、実施後の分析、評価、PDCAサイクルの重視、このことを意識したアウトソーシングを推進していくことで、市職員の負担も減らせ、かつ経費を削減することで復興財源を創出できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。以上、最初の質問を終わります。

〇議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の財源確保策を検討すべきとのことでございますが、復旧・復興事業は、震災復興交付金や震災復興特別交付税などの国の財政支援を最大限に活用しながら進めてまいりますが、単独で取り組まなければならない事業も想定されます。また、震災により、自主財源の根幹である市税収入が大幅に落ち込んでいる状況でございます。現在は、企業再建等の支援

を行い、雇用環境が改善するよう努めておりますが、地域経済の再生には相当の時間がかかると考えられます。

また、一方では、福祉・教育を初めとした待ったなしの通常業務も行っていかなければならず、それらの事業を実施する財源も確保する必要がございます。これらの事業を実施していくためには、被災施設に係る市債の繰り上げ償還による公債費負担の縮減や、エコ住宅の新築またはエコリフォームにより取得したポイントを被災自治体へ交付・寄附する、復興支援住宅エコポイント事業に係る寄附の登録をいち早く実施するなど、さまざまな収入確保の取り組みを行ってまいります。

議員の提案にある文化センターの名前を震災復興祈念ホールと命名して、震災を過去のものとしないよう、被災地から全国へ発信し、ふるさと納税、これは寄附金の形でということですね。こういうものにつなげることについては大変興味深い提案でございまして、ちょっと検討してまいりたいと思っております。文化センターも4月1日から修繕かなって、オープンできるような状況でございますので、ネーミングライツというのも相当前にも私大分考えて、そっちこっちお願いした経緯もございますので、いろいろと検討してまいりたいと思っております。

2 点目の既存事業の統廃合につきましては、これまでも行政改革の一環として取り組んできておりますが、震災の影響で 1 年おくれましたけれども、事務事業評価を全事業実施することとしておりますので、その手法を活用しながら推進してまいります。

また、行政以外との事業連携につきましては、昨年、市民の力で、先ほどお話がございましたけれども、万葉復興祭、市民音楽祭、大復興祭などの事業が開催されました。これは深谷議員がお話しのように、市民との協働の成果の一つでございまして、これをモデルとして、ほかの事業についても多くの市民の方々と連携を進めてまいりたいと考えております。例えとして、学院大学の工学部と子供たちとの連携のような話もされました、また、概念を意識として根づかせというお話でございました。復旧・復興に向けて全力を尽くすと。まずこれが最前提でございますから、頑張ってまいりたいと思いますし、学院大の工学部と子供たちのかかわりは、もっともっと深めていけるように頑張っていきたいと思います。

それから、3点目のアウトソーシングにつきましては、復旧・復興関連の膨大な事業を執行するためには、相当の人員不足が見込まれており、自治法による派遣職員での対応のほか、一時的に発生する業務量を解消するために、業務委託などの手法を有効に活用していくこととしております。また、通常の業務においても、これまで同様、業務委託などにより効果的・効率的に事業が行われる場合は積極的に取り入れてまいります。

施設のアウトソーシングとしては、震災の影響で 1 年間おくれましたが、平成 25 年度から大代地区公民館の運営を地域の方々に担っていただくこととしており、市民協働の事業として大いに期待しているところでございます。

なお、アウトソーシング計画につきましては、震災による環境の変化や進捗状況等も含め検 討し、見直してまいりたいと考えております。 住民のできることは住民でという理念でございますけれども、これは市民との協働に向け、 理にかなったことと思いますので、当然頑張ってまいりたいと思います。以上でございます。 〇議長(板橋惠一)

4番深谷晃祐議員。

〇4番(深谷晃祐議員)

まず、1点の復興祈念ホール、検討してくださるということなので、ぜひ前向きに考えていただきたいなと思うんですけれども、もちろん外部から、外部といいますか、全国からの寄附金、ふるさと納税制度の活用でお金を、お金というか、その財源を確保するということも大切な視点の一つなんですが、震災を忘れさせない努力、風化させない努力というのを被災地から発信することに重みと意義があるんです。

あわせて、市民の感覚の中にもその震災という感覚が薄れている感もございます。ですので、 全国に発信することも大切ですが、まずは市民がこの震災を風化させないこと。当時、水の 蓄えであったり何の蓄えであったりということであったときに、僕何軒か歩いたときに、今 ちょっと地震、最近来ないから水蓄えてたのをやめてたということで、その震災自体がこの 多賀城の市内でも風化しているような節がありますので、この復興祈念ホールという、その 復興を願う気持ちをというそこの命名することによって、市民自身がまずはその震災とい う、あの悲惨な経験を忘れないこと、そのことを被災地から全国に発信していくという、そ の意識が大切なのかなというふうに思います。あわせて、ふるさと納税という制度で財源が 確保できれば、これはすばらしいなということなんですが、まずは市民が忘れないというこ とが第一義で考えていただきたいなということです。そのことが次のスクラップ・アンド・ ビルドであったり、選択と集中という今、復旧・復興に対してのその財源を傾けなければい けない。そのためには今まで行っていた福祉サービスであるとか何であるとか、既存事業で あったり補助金であったりというのもやっぱり見直しを図っていかなければいけないと思 うんです。そんなときには市民の皆さんがそれぞれに行っている活動の補助であったり、そ ういったものも削らなければいけないときが出てくるかもしれないと思うんです。そうい うときにやはりその震災というものがあって、多賀城市の財政の状況もあって、やっぱり忘 れさせない、震災だから今、復旧に全力で取り組まなきゃいけないからしようがないんだと いうことも、意識を市民の人たちにしてもらうことで理解もしてもらえるのかなというふ うに思うので、その辺は1番と2番と3番というのがとっても密接で、震災復興祈念ホー ルというその意識を植えつけるものがあって、その意識が市民の皆さんに芽生えたところ で選択と集中で復旧に対する予算を傾注できる。そのことが復興計画の 10 年スパンで言 うところの最初の復旧期、一番大切なこの土台をつくる上で必要なことだということの質 問なんです。

確かに学院とかわかるんです。そういう郷土愛もとっても大切なんですけれども、そういう 視点ではなくて、要するに財源を生み出すためには市民の理解が必要であり、既存事業のそ のサービスを削らなければいけないときには、市民協働という概念で皆さんが自分たちで できることは自分たちでやらなければいけないという意識が芽生えてもらわないと、この 選択と集中で前向きなスクラップ・アンド・ビルドというのは生まれてこないと思うので、 この 1 番と 2 番というのはとっても密接な関係なので、その辺について市長の御答弁をお 願いします。

それで、そのことが前向きに進んでいく中で、先ほどちょっと名前がちょっと間違えちゃいましたが、大変失礼しました。会津の坂下町ですか、あそこで行っているような公民館のNPO団体が運営することによって、市民により近いサービス、行政ではできないサービスを運営できるような大代公民館であったりのそういう手法が生まれてくるのかなというふうに思います。

あわせて、多賀城市の集中改革プランの中で、行財政改革アクションプランの推進計画ですか、ホームページの方に出ていて、一応22年度ということで、23年度からのその計画等についても、今、掲示というか、ホームページの方には上がってないんですが、やっぱりそういったところもきちんと、震災によってちょっと滞ってしまった部分はあるかと思うんですが、そういった部分を順次きちんと計画を立てていただいて進めていただきたいなというふうに思います。

それから、アウトソーシングの推進計画についても、多賀城市集中改革プランの中では振興計画として上がっておりますが、これも一応 22 年度かな、23 年度までで終わっていて、この後の計画というのがまだちょっと我々にも示されていないので、その辺についても市長の思いがあれば、回答をお願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

市民の意識が継続するようにという考え方、それは当然だというふうに思います。

ただ、今、市民の考え方を忘れさせないということを強調されておりましたけれども、今、地域防災計画、御存じだと思うんですけれども、これの見直しに入っています。今、職員全員にアンケート調査、大体ほとんど終わりまして、地域防災計画の今、何が悪かったかということを一生懸命やっています。これからは、この間、行政区長たちとのお話し合いがありまして、地域で今回の震災に対して、どこがよかった、どこが悪かったということも、今から1年ぐらいかけて見直しを図っていく。要するに今までは地域防災計画自体が上からの押しつけみたいな、どこでも金太郎あめみたいなことで全国統一のものだったやつを、これからは下からの積み上げ、市民の方々が、あるいは職員の方々が実際、今回の震災で体験したわけですから、それを積み上げ方式で地域防災計画の見直しに図っていこうということで、おのずとここ1年、あるいは2年ぐらいは、忘れようと思っても忘れられない状態に恐らくなっていくんではないのかなというふうに思います。また、先ほど申し上げましたように、特に大代の方々は、自分たちでコミュニティーが、もう何年なりますかね、大代地区のコミュニティ協議会ですか、できてから。もう恐らく20年以上たつんじゃないかなと思

います。そういう基盤ができ上がっているから大代地区公民館を市民の方々でという流れになったわけでございまして、やっぱり市民との協働というものの積み重ねの連続がそういう形でアウトソーシングできるようなことになってきたわけですから、それとの連携を図りながら、忘れさせない、忘れないような仕組みづくりも考えていければというふうに思います。

また、私、大きな希望として、復旧・復興のために、最終的には地震・津波ミュージアムというふうな提言を掲げておりましたけれども、リサーチパークみたいなことも今からちょっと想定していかなければ減災のためのリサーチパーク構想等を掲げながらやらなければいけないだろうということで、ぜひそういう意識づけをここ3年、4年、あるいは10年ぐらい続けていった上でそういう国立の津波ミュージアムみたいなものも、それにつながっていくのかなというふうに思っております。

集中改革プラン、それからアウトソーシング関係、これもこれから一生懸命また頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

- 〇議長(板橋惠一)
- 4番深谷晃祐議員。
- 〇4番(深谷晃祐議員)

まず最初に、忘れる前に 1 点聞いておきます。

今の市長の御答弁にあった地震・津波ミュージアムですか、それ最終的にはという今あれだ ったんですけれども、その最終的というところがどこを指しての最終的というところで、い つごろを踏まえてのその最終的というところなのか。 僕は先ほど、1 回目の質問でも申し上 げましたとおり、今その復興計画 10 年間の中のその最初の復旧期、僕はここが一番大切だ と思っております。先ほど市長がおっしゃったように、土台から積み上げていく、その土台 が復旧期なので、その復旧期に当たっては、素直に言えば、ミュージアム構想もその政庁の 南門の復元も僕は本当にすばらしいことであると思いますし、ぜひ実現したいなというふ うには思います。ですが、今かと言われると、やっぱり最初の復旧期、今の復旧期はそこは ちょっと我慢してもらって、その復旧というところに全力を傾注していただきたいなとい う思いがすごくあるので、そこをぜひ実現したいという、それこそ震災を忘れさせない努力 だったり、風化させない、そういうことを全国に発信していくのに、このミュージアムとい う構想は本当にすばらしいものだと思います。僕もぜひ誘致できるものなら誘致していた だきたいとも思いますが、ただ、今かというと、やっぱりどうだという部分があるので、市 長が最終的にというふうにおっしゃってくださったので、その最終的にというところは大 体いつぐらいを指しているのかということ、できれば復旧期、この期間というところは避け ていただければありがたいなというふうに思います。政庁の南門についても同じです。まず、 それが 1 点目です。

それこそアウトソーシングも言ったこと、質問したことについて前向きに進めていただけ るという、すべてその回答をいただいているので本当にありがたいんですが、市長の平成 18年度の第3回定例会、所信表明の中に「今の多賀城市の行財政改革は待ったなしであります。皆様の心にその改革の炎を燃やしていただき、その炎を別の方々にも移していってほしい」と市長就任の職員訓示の折にお話ししております。

18年度の行財政改革が待ったなしより、あれから数年たった今の方が待ったなし。その待ったなしの中で、これからその復旧・復興を進めていく中に、やはり本当に予断を持たず、アウトソーシングの計画についてもそう、行財政を進める上での協働の概念を意識として植えつけるのもそう、やっぱりそれこそ市長の行動・言動一つが市民の理解を得る部分、得ない部分というふうなところで出てくるので、ぜひ今現時点においては、震災の復興計画にある復旧期には、とにかく復旧に当たると。だから、市民の皆さんにも痛みを伴うところはあるかもしれないけれども、でも、あれをやってほしいこれをやってほしいではなくて、自分たちにできることは自分たちに考えてほしいという、そういったメッセージを発信していただければありがたいなというふうに思います。その2点目と、ミュージアム、最終的なという、後に今じゃないんだよというそういう思いを持っているけれどもというところがあれば、話していただければと思います。

○議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

最終的にはというのが大分引っかかっているみたいですけれども、当然、津波ミュージアムというのは、それなりの今すぐできることじゃないし、南門の復元というのも、これは言ったけれども、本当に今から準備して、できるのは恐らく多賀城創建 1300 年祭というようなときぐらいになるのかなというふうな思いです。まだまだ先の話じゃないかなというふうに思います。当面はまず復旧ということで、まだまだ復旧できないところ、また、今、御自宅が解体しているとかというところが今いっぱいあるわけでございますから、そういうところが自分で家を建てて、やっぱりもとの姿に戻るというのは恐らくこれから 5 年、6年、あるいは7年、8年ぐらいかかるかなというふうに思います。それを着実に進めていった上でということで、その先にあるものということで、やっぱり人間、少し夢を見なければいけないでしょうから、最終的にはって、そういう意味で私はお話ししたつもりでございますから、そのプロセスとして、その間に何があるのかということもつなぎとして考えていかざるを得ないだろうという思いでございまして、具体的には、これからその辺の中間にあるものが何なのかということを考えていきたいなというふうに思っております。

行財政改革ということで、平成 18年に私が言ったことは、経常収支比率とか、私が市長として就任したときに大変厳しい状況だったということで申し上げて、その気持ちを皆さん意識づけとして持って、その灯をもって皆さんの心の中に灯をつないでいこうというようなことで表現したわけでございまして、今回のこの大地震、23年度の予算見てもおわかりのとおり、約平年の倍以上になっているわけですよね、一般会計予算自体がですね。これからも国からどこまで復興支援、復興の交付金があるか、交付税があるか、その辺のことまだ

皆目わからないような状況で、行財政改革というよりは、やっぱりもう本当に、恐らく財政をあずかる職員にとっては、本当に毎日が大変な状態ではないかなというふうに思います。それなりの基金も今回、これから、御存じのように基金も組み替えなんかもしながら、これにこたえるというような状況でございますから、一般の平常時の財政のあり方とはちょっと違うということで、その辺のことは深谷議員おわかりだというふうに思いますので、その辺のことを踏まえながら、着実に軟着陸させるための方策もとっていかないと安定した行財政は望めないだろうというふうに思います。ですから、非常に難しいかじ取りでございますけれども、多賀城丸を安全走行させるための方策をしっかりととらえながら頑張ってまいりたいというふうに思います。以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員の登壇を許します。
- (9番 佐藤惠子議員登壇)
- ○9番(佐藤惠子議員)

私は大きく2問をお伺いいたします。

まず最初に、任期付職員採用のお願いでございます。

24 年度施政方針の中で、あの忌まわしい災害からの復興に向けて、市長は、24 年度に本 市が本格的に取り組むべき最大かつ最優先課題は、一日も早い復旧・復興をなし遂げること にほかなりませんと、施政方針の中で述べておられます。また、その基となる多賀城震災復 興計画を実現するため、経営資源を集中し全市を挙げて取り組むとも述べております。その 上で、それを計画どおりにこなしていくための保証であるマンパワー体制、すなわち職員体制についてお尋ねをいたします。

深刻な人手不足は、被災全自治体で抱えている課題のようでございます。その中で多賀城がスタートダッシュよく走るためには、何といってもすぐれた人材の確保が最重要の課題ではないでしょうか。その課題解消に向けて、本市においても自治法派遣で34名の派遣依頼を計画しているそうでございます。34名のうち17名の方々を1年間、残り17名を3カ月、4カ月、あるいは半年という期間で来ていただくということのようでございますが、これはあくまで本市の希望であり、通年派遣にこたえてくれる自治体がどのくらいあるのか、いまだ未定のようであります。

私は、計画どおり進むように市に大いに努力をしていただきたいと思うのですが、同時に、 震災からの復興は、これから何年もかかる事業で 1 年、2 年で終わるものではなく、長期 的なスタンスで職員の体制を考えていく必要があると思います。短期的な人員の派遣に頼 っているだけでは、本市職員の方々は派遣職員への対応だけでも相当過酷な業務をこなさ なければならないのではないでしょうか。少なくても 3 年、5 年と継続してその仕事に従 事する職員が必要と思います。他自治体でもこのスパンで任期付職員を募集して、採用しよ うとしています。本市でもこうした手法を取り入れるべきと考えます。任期付職員の採用に 踏み切るべきと考えますが、いかがでしょうか。 二つ目には、仮設住宅に追いだき機能を早急に設置してほしいという質問でございます。 私はこの間、何回も市内の仮設住宅を訪ねております。要望を聞いておりますけれども、何 といっても一番大きい要望は、仮設住宅のおふろに追いだき機能がないという声でありま した。

昨年秋ごろに訪問した子供が 3 人いる御家庭の母親から、今はまだシャワーで間に合っているけれども、冬になったら心配だと、こういう声が寄せられました。3 人子供がいるわけですから、おふろも大変です。それで、そういう声が寄せられて、声も私たちも国会に届けたりしているわけですけれども、冬になったら大変というこの訴えは、ことしの冬、そのとおりになりました。この方の現状は、半身浴でおふろに入り上からシャワーをかけて温まっている、こういう状況のようでございます。子供たち 3 人もそうしているけれども、仕事の都合上遅く帰る父親は、お湯を取りかえるのももったいないということでシャワーを熱めにかけてずっと済ませている、こういう状況のようであります。また、ある家庭では、ふろを温めるためにお湯を何度も継ぎ足ししていてガス代が 2 万を超えることになり、何とかしてほしい、こういう声もたくさん寄せられました。

この問題は、国会でも問題になり、野田総理も、岩手の大船渡の仮設住宅を視察した際に、 入居者から追いだき機能について要望を受け、本当にまことにもっともな希望だと思った と話し、同様に、小宮山厚労大臣も、宮城県を含め仮設住宅の方々の要望の一番は、追いだ きの機能をつけてほしい、こういうことだったと。そして、検討したいと答えております。 しかし、政府は、ふろがまの改善にお金がかかるといってなかなか重い腰を上げようとして いません。仮設住宅の多くの方々は、今後、2 冬も 3 冬もこのおふろで過ごすことになり ます。これらを考えると、お金がかかるということも状況の中にはわかりますけれども、し かし、まず緊急に家族の多い世帯からかまを取りかえていく。このようにしていくことが被 災者に寄り添う姿勢ではないのかなというふうに考えます。

また、国会の論争の中では、2万円程度の電気保温器、おふろのお湯を保温する器具だそうですが、これをつけてはどうかという提案もされておりました。今から対応すれば、ことしの冬には間に合います。また、小宮山大臣は、ガス代の負担については検討したいとも答えております。

ここまで踏み込んで国会が論議をしているわけですから、政府も検討せざるを得ない、こういう答弁もしているわけですから、本市としても、強くこれらの要望を政府に要請すべきと思います。この点についてもお答えをお願いをして、私の 1 問目の質問を終わらせていただきます。

○議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の任期付職員の募集についてでございますが、まず、来年度の本市の職員体制につきましては、新規採用職員として 17 名を採用いたしまして、正職員 443 名の職員数となる予定でございます。さらに、自治法派遣職員は、4 月から 22 名、7 月から 12 名の計 34 名を要望しております。現在のところ、4 月からは当初の要望を超えて 27 名の派遣が内定しており、ほかにも前向きに派遣を検討していただいている団体が幾つかございます。交代の予定といたしましては、約半数の団体が通年を予定しておりまして、残りの半数が半年から3 カ月での交代となっております。

なお、このほか、いわゆる職員の OB で臨時非常勤職員として任用を予定している方が 11 名おります。このうち非常勤職員は 1 年ごとの任期ではありますが、最長 5 年まで任期更新を可能としてございます。

また、現在、国では、定年の引き上げや再任用制度の拡充も検討していると聞いております。 人材確保の方法はさまざまあると思われますが、震災後の復旧・復興に向けた職員確保策に つきましては、そういった国の動向も視野に入れながら、任期付職員の採用も含めまして調 査・研究しているところでございます。

2 点目の仮設住宅施設の改善についてでございますが、昨年の第3回市議会定例会の柳原議員からの御質問でも回答いたしましたとおり、これまで再三にわたり県に強く要望してまいりました。しかしながら、追いだき機能の追加は、災害救助法の対象となっておらず、宮城県知事も設置の考えはない旨、表明していることから、対応は困難な状況でございますが、今後とも機会を見て国や県に対して要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。
- ○9番(佐藤惠子議員)

1 問目の質問に任期付職員の採用も視野に入れながら職員をふやしていくと。仕事ができるような体制をとっていくというお答えがありました。その点では視野に入っているわけだからいいんですけれども、実際、今、来年度から 4 月から仕事をスタートする上において、具体的に 34 名の支援をお願いしている部分で、今、人数はおおよそ報告がありましたけれども、具体的に各課分野でどのぐらいの人数を必要としていて、どのぐらいの人数が固まっているのかという点で、もしわかれば聞かせていただきたいというふうに思うんですけれども。

それから、二つ目のおふろの件です。これは災害救助法の対象となっていないということで、 市が独自につければそれは持ち出しになるということのようですが、国でもほうっはおけないという思いは十分伝わっているのね、国会の論争を聞いていますと。ですから、もっと もっとその被災者を抱えている仮設住宅を抱えている自治体が大きな声を出すことによって、どういう方法でか壁に穴をあけて、1 カ所あければ追いだき機能ができるというような、普通だと30万円ぐらいかかるらしいんですが、15万ぐらいでできるということとか、 あるいはさっき言いました電気保温器のような、おふろ用の電気保温器のようなものは 2 万円で済むと。そういうようなことも含めて、軽微な費用でできるということもありますの で、ぜひ連帯して、仮設住宅を持っている自治体が連帯して、大きな声を国に、あるいは県 に寄せていっていただきたいというふうに改めて思いますが、その 2 点について。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

1 点目の各部でどのくらい人数が必要かというのは総務部長から後ほど答弁させます。

2点目の関係でございますけれども、追いだき関係は、今佐藤議員おっしゃったように、約30万円、1台かかるし、給湯器の交換も必要だということで、多賀城でいえば約1億円以上のお金がかかるということでございます。ですから、本当に大変なことでございますけれども、こういう寒いときに、それは追いだきがあればいいわけでございまして、なお、ほかの自治体とも連携しながら、大変だよということでお願いしたいということは言っていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

自治体派遣職員の関係の内訳の関係でございますけれども、これは復旧・復興の事業の関係でそれなりに事業量が大きくなるところに集中的にその配分をするというふうな考え方でございます。したがいまして、ほとんどが建設部に配分する職員数というふうになっております。これが建設部で全体で26人、細かい内訳まで必要でしょうか。(「はい」の声あり)都市計画課に予定で3名、予定といいますか、今確保できている分が3名、それから駅周辺整備課の方に3名、道路公園課1名、復興建設課で9名、下水道課で10名と。以上で26でございます。それから生活環境課については1名ということで、合計27名の見通しがついているというふうな状況です。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。
- ○9番(佐藤惠子議員)

27名の見通しがついていると。この中で、先ほどの市長の答弁だと通年の人と短期の人といるということですよね。主に来るのは建設部のところでたくさん来るということでは、こういう方たちを通年であろうと短期であろうと、こっちの職員の皆さんが働いてもらうというか、使うということになるわけですよね。そういう中で短期の人たちが多くなったり来るということは、それだけ職員の皆さんの、今ここにいる職員の皆さんの管理能力とかマネジメント能力とかが大きく問われてくるというようなことにもなるかと思うんです。そういうときに通常の業務であればきちんとこなせるそういう状況の中で、そういう異常事態にきちんとこたえられる職員の皆さんだけだというわけにはいかないかなというふうな思

いもあるのですよ。そういうときに皆さん通年で、あるいは2年で3年でというふうに安定した身分で働いてもらえるという状況をつくり出すことが職員の皆さんの気持ちの安定感にもつながってくるというふうに思うんです。そういうときにそういう心の安定感というのは、健康面にも大きく影響しますし、皆さん方の健康をきちんと保障した上で仕事を進めていく。4月からスタートダッシュよく進めていくという点では、先ほど任期付職員の採用も視野に入れてとおっしゃいましたけれども、ぜひその点で本当にみんなで仕事を分けてできるような、そういう状況を市長が率先してつくっていただくことで、職員の皆さん大変だとさっき深谷議員の質問にもお答えになってましたけれども、そういう状況が解消できるのではあるまいかというふうに思いますので、改めて強く任期付職員の採用を、きちんと適正な配置でしていただいて、それで職員の皆さんが仕事のシェアをしながら元気で頑張れると、こういう市長、市役所をつくっていくということが大事なことだというふうに思いますので、その点で改めて御答弁をお願いして、終わります。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

やっぱり職員の方々のメンタル的なところも当然補っていかなくちゃいけないし、できるだけその辺のことも補完しながら任期付の職員を採用してまいりたいというふうに思っております。以上です。

〇議長(板橋惠一)

ここで 15 分間の休憩といたします。

再開は 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 O1 分 休憩

午前11時15分 開議

○議長(板橋惠一)

再開いたします。

7番金野次男議員の登壇を許します。

(7番 金野次男議員登壇)

〇7番(金野次男議員)

震災から早いものでもはや 1 年になろうとしております。被災地の復旧・復興には、極めて長い時間がかかると思います。多賀城市震災復興計画に基づき、一日でも一週間でも前進をすることを願い、質問に入らせていただきます。

大項 1 点目は、中学校における武道必修化に伴う安全管理対策です。

いよいよ 4 月から中学一、二年生男女とも保健体育で武道を習う。種目は学校や教育委員会が選ぶことになっております。2006 年、平成 18 年の改正教育基本法に、「伝統と文化の尊重」が盛り込まれました。武道とダンスを必修化するよう学習指導要領が改定されたの

でございます。

また、2004 年、平成 16 年 9 月 16 日に策定された「こども武道憲章」を紹介します。 一つ、武道は、日本古来の武勇をとうとぶという精神を受け継ぎ、長い歴史の中で培われ、 発展してきた伝統文化であること。一つ、武道は、礼儀正しさを身につけ技を磨き、心身を 鍛え、立派な人になるための修行の方法である。最後に、試合の勝ち負けだけを目的とする ことでなく、武道を正しく理解して、このすばらしい日本文化を大切にすると明確にうたっ ております。

前回、教育長の答弁でもありましたように、武道の指導を充実し、我が国固有の伝統文化に触れることは重要であると示されました。私は、武道を愛する者として本問題へ長期間取り組んでよかったと思っております。今思えば、最初に質問したのは、武道のうち何を選択するかでございました。私は、本市の中学校大会と県大会等を見て、全般成績を見て弓道を取り入れるべきと強調・推進してきましたが、教育長の答弁では 4 中学校とも武道を選択されました。選択した以上、本年度から完全実施に向けて、施設対応や指導者対応、そして用具対応、関係機関の意見を取り入れつつ、順次質問して、今回で 3 回目になります。その都度、担当課長は一つ一つ各学校と綿密に調整、懸案事項等を解決しながら何とか本日に至ってきましたことには敬意を表します。

今月に入り、県の教育関係者と会う機会があり、4月以降、県内約200校の中学校で柔道を選択したのは、本市を含め約160校を超える見通しです。用具対応で、整える用具の多い剣道や弓道に比べ、柔道が比較的実施しやすいことなどで選択することが多いと伺ってきました。しかし、日本スポーツ振興センターのまとめでは、中学校、高校の柔道の部活動で1983年度以降、死亡事故は2010年までに計114件、後遺症を伴う障害事故は2009年度までに計275件、死亡や障害事故の約7割は、投げわざや寝わざ、柔道固有の動作による後頭部の強打が原因であります。

事例を挙げましたが、本教育は年間最大 13 時間の授業であります。13 時間の授業、少ない時間で成果ある教育をやらなければなりません。その目的・目標により学科や実技に入るわけでありますが、私は基本の形の中にはたてわざ、手わざと腰投げ、特に高度な足わざ、連続わざ、乱取りや最後の試合形式は、指導者同士の展示等、基本の形を重視した授業にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、教育者、指導者として、また保護者として心配なのは、安全管理対策でございます。 新聞紙上で 2003 年、須賀川中学校で柔道の練習中に無理な投げわざをかけられ、頭を強 打、遷延性意識障害などの重度障害となったケースでは、学校側の事故隠しや責任逃れが発 覚し、強い批判が記載されていたことが記憶に残っております。

事故は絶対にあってはなりません。また起こしてもならないのです。事故が起きないために も施設点検や 4 校の年間の指導計画をしっかりと教育委員会で担当課が精査し、机上、机 の上でしっかりと精査し、指導者実技で安全面の確認と留意点・注意点をしっかり見出し、 年間指導計画を万全なものとし、初年度の事業に取り組むべきと思います。教育長の武道必 修化に伴う安全管理対策、組織図について答弁を求めるものでございます。

大項2点目、市内小学校及び中学校学区についてでございます。

義務教育に学区制が導入されたのは、1941 年、昭和 16 年公布の国民学校令からであります。それまでの尋常小学校には学区制はなく、どの学校に通うかは児童・生徒が自由に選べました。現在、学校の通学区域に関する規則は、学校教育法施行令に基づき、昭和 52 年4月1日から多賀城市教育委員会規則第5号により施行され、現在に至っております。その間、昭和の年代に4回、平成に入っても5回の規則の改正が行われております。

私は、この学区制に 3 年間ぐらいしっかり時間をかけて通学区域規則を見直し、次に子供たちが順次学区へ移行し、復興計画の再生期、終わるのは 29 年ですが、までに完全児童・生徒の移行と考えております。以下見直しのための私なりの大きな懸案事項等を述べてみます。

一つ目は、震災後の人口流出家族どめ対策であります。

現在、震災により住居を失った被災者は、市内に設置した多賀城公園野球場仮設住宅を含め6カ所へ357棟と、市内外へ民間借り上げ住宅1,402棟に仮住まいを余儀なくされている方々のことです。流失家族どめ対策、災害公営住宅の設置であります。

現在の(仮称)第七小学校用地には、災害復興計画、市民意見交換会においても、避難ビルを兼ねた災害公営住宅の要望がありました。また、市議会からも(仮称)第七小学校を災害公営住宅に転用すべきものと提言も出されております。早急に各関係機関へ用途がえ、用途がえ手続を行うべきであると思います。

本用地は、桜木地区に通学する児童の交通安全確保、多賀城小学校と天真小学校の大規模の解消、桜木地区が3学区に分割されていることの解消、地元の強い要望により、平成10年度起債により取得、平成12年度着工の予定でございましたが、当時、高い確率で発生が予想された宮城県沖地震から、児童・生徒の安全性の確保のため、平成8年から22年度にかけて整備計画で市内の小中学校の耐震改修を市長は優先し、23年9月末現在で借入現残高合計で9億6,088万8,504円があるため、用途変更の手続を私は一番最初に行うべきであると思います。

次に、平成30年ごろの児童数の推移についてでございます。

昭和58年度、小学校6校では147学級、5,577名がおりました。平成22年は6校で129学級、3,768名。さて、平成32年を予測すると、6校では99学級、3,114名と予測されます。全体としてはマイナス48学級、人員2,463名のマイナスでありますが、一方、城南小学校は平成28年、905名、平成32年度の予測では898名と見積もられ、城南小学校だけ現行維持となされております。40学区、6小学校、4中学校、ひょうたん区域にならないよう、もう一度時間と人の流れを読み取り、しっかりと見直すべきと考えるが、いかがでしょうか。

最後に、現在、造成工事中、笠神地区宅地学区についてでございます。

質問の趣旨は、東小学校イーグルス、野球をやっている父親からの相談で、現在、造成中を

購入し、多賀城にずっと住みたいんだと。天真小だと野球ができないので、現在、東小学校通学区を探しているところだと伺っております。本造成地は笠神二丁目地内で、現在、第1期工事 28 区及び公園とごみ集積等を年内完成と伺っております。笠神の住所でありながら小学校は天真小学校へ、中学校は多賀城中学校へ小中学校マップに記載されております。規則も調べてみましたら、天真小学校は笠神二丁目 11 番から 16 番まで、一方、東小学校は笠神二丁目 1 番から 10 番まで及び 17 番。番地でいくと 1 番から 10 番までは東小、11 番から 16 番は天真小、17 番はまた東小となっております。また、越境入学もあると相談しました。越境入学とは皆さん御存じのように、小中学校においては児童・生徒の家庭の事情などにより住宅地は異なる学区にある学校へ入学する場合があります。越境入学ではなく、児童・生徒、保護者の不安や悩みの軽減・解消を一日でも早く解決するため、現在造成工事中、笠神地区二丁目宅地を東小、東豊中学校区へ取り入れるべきと願い、1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

金野議員の御質問につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

〇教育長 (菊地昭吾)

それでは、金野議員の御質問に私の方から御回答を申し上げます。

初めに、中学校における武道の必修化に伴う安全管理対策についての御質問でございますが、1 点目、2 点目につきましては関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

平成 22 年第 2 回市議会定例会において、金野議員の御質問に「平成 24 年度からの武道 必修化については、市内四つの中学校では従来から柔道に取り組んでおり、今後も継続する 予定です」とお答えを申し上げておきました。ただし、その後、一つの中学校において教員 に指導ができる有段者がいること、さらには、地域の指導者が外部指導者として協力できる 体制が整ったことにより、次年度から少林寺拳法を武道の教科として取り入れることを計画している学校がありますことをまず申し上げます。

次年度から始まる中学校学習指導要領では、武道は第 1 学年及び第 2 学年が必修となり、いずれの学校においても、議員御指摘のとおり、基本形の反復練習を重視して、基本動作と受け身を中心とした取り組みを行い、事故が起きやすい乱取りなどの指導計画はしておりません。

また、第3学年については、武道は選択となりますが、柔道を選択する生徒がおることから、受け身をさらに指導した上で、受け身のとりづらい危険なわざを除いた指導を行っているところであります。

市教育委員会としても、これまで選択として柔道を実施してきており、幸い事故は起きておりませんが、必修となることから、改めて市校長会を通して、さらに事故防止の徹底に努めるとともに、県教育委員会等が主催する武道に係る研修会に参加させるなど、指導教員の資質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員から御指摘のありました年間指導計画につきましては、市教育委員会としても指導内容について専門家の意見も伺うなどして、安全の徹底を図ってまいりたいと思います。 また、本市には、活躍のすばらしい武道連盟がありますので、指導者の模範演技、安全を含めた御指導・御支援を今後ともお願いしてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の学区についての御質問でございますが、これについても 1 点目、2 点目 につきましては関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

学区の関係につきましては、議会でもたびたび御質問をいただいてまいりました。学区は児童・生徒の通学の距離や安全性確保、あるいは各学校の児童・生徒数等により決まるものでありますが、各学校の児童・生徒数に不均衡が顕在化しており、また、行政区の分断等々の問題も御指摘をいただいており、見直しが必要であると認識をしております。

今後、(仮称)第七小学校の問題も震災復興計画との関係の中で議論が進められていくものと思われますし、現在の学区が学区を定めた時点とは状況が変わっていることも事実でありますので、平成24年度から見直し作業に着手していきたいと考えております。

また、住所地と学区の関係につきましては、通学区域に関する規則があることから、現段階では現行の学区により通学すべきものであることについて御理解をお願いするわけですが、 御質問のことを含めて、次年度からの課題とさせていただきます。

なお、学区外からの通学を希望される場合は、通学環境等のさまざまな状況を勘案して、 個々に対応しておりますので、このことについても御承知お願いしたいと思います。以上で あります。

〇議長(板橋惠一)

金野次男議員。

〇7番(金野次男議員)

私も必修化については3回目の質問で、それぞれ市長も3回の答弁でやりとりやって、お 互いに簡単明瞭にいきましょう。

まず、教育長、22 年度の答弁では、市内の四つの中学校で柔道を選択すると。そして、条件整備においては、環境は整っておりますよと。指導者もおりますよと。用具対応としてもお金をつけてますよと。それに向かって本日までやってこられました。きょうの教育長のお話では、1 中学校が少林寺拳法。私はその学校長とその指導者にあっぱれ上げたい。なぜかというと、柔道は、御存じのとおり、少林寺は体操着のままで基本の形、護身術をできるわ

けですよ、全員。ただ、柔道の場合は女子も男子も一緒に畳の上でやると。そういうことで この 1 中学校校長とその体育指導者に対しては、私はあっぱれを上げたいと思ってますの で、教育長からもひとつよろしくお願いします。

さて、1点目についてもまとめてやります。私は、この柔道については何も反対しません。 ただ安全管理については、今新聞紙上とかにかなり報道されております。その推移について 確認したいことがありますので質問させていただきます。

まず、柔道においては基本、応用、試合とあるわけでございますが、私は基本を重視ししろと。特に足わざの21本あるわけなんですけれども、足わざをかけると全部後ろ受け身なんですよ。手わざ、腰わざは、相手と体が接しているからある程度いいんですけれども、足わざの場合は大内掛でも小外掛でも大外掛でも全部後ろ受け身になりますので、その辺は絶対にやらないということ、それを一つ申し述べておきます。

それから、もう一つは、女の人もやるわけなんですよ、女性も。今、うちにいても畳のへりにつまずいてけがする人もいるんですよ。女性のかわいい乙女の額に顔に傷をつけたらば、昔は教育長というか我々の時代は、つばをつければ治った時代なんですけれども、今はそうはいきません。それで、ヘッドギアというのあるんですよね、柔道の。そういうのは教育委員会で議論したのか。女性に対してヘッドギアをつけて頭を保護するとか、そういうのもあります。それについてお伺いいたします。

三つ目は、畳の上に敷く、私、東豊のやつちょっと見てきたんですけれども、ウレタン製マットというのあるんですよ。これはパズルを組み合わせたみたいなマットで、畳の上にそれを敷けば、そういう投げたり転んだりしたときのあざとか、そういうのは一切つかないと、そういうのもあるということを思ってください。そして、一番大事なのは、柔道を短時間で立派な成果を上げるためには、チェックリストというのはつくっていただきたい。なぜかというと、これはこれから柔道をやって何もないとは限らないんですよ。そして、須賀川の中学校みたいにずっと 10 年間、裁判、裁判となられると大変なので、チェックリストというのは先生も指導者も全部つくるんですよ。前日の健康状態から睡眠、そして朝の食事から体の状態、ましてや、女性の方も今回はありますので、その辺のやつはどのようにお考えなのかをお伺いします。

学区については、教育長、24年度から見直すと言ってありました。また、笠神二丁目の造成区域の 28 区域もそれぞれ個別に対応と聞いてますけれども、ただ、学区の規則を見ると、1番から 10番までは東小で、11番から 16番までは天真で、また 17番。ちょっと道路を見たらば、そんなに変わってないですよ。しっかりとこの際、学区の見直しをやっていただきたい。それについて再度求めます。

〇議長(板橋惠一)

教育長。

〇教育長 (菊地昭吾)

学校の安全・安心は、最大のこの学校の重要なことでありまして、議員の御指摘はそのとお

りだと思います。多賀城市では、おかげさまでこの武道館がどの学校にもあります。いろんな事故の内容を調べてみると、コンクリートの上に畳 1 枚敷いて柔道をしているというふうなことも随分指摘されております。その点においては大変武道館があるというふうなことではありがたいなというふうに思っております。

先ほどもお話し申し上げましたとおり、大外刈とか乱取りも含めて、いろんなそのことによる事故がというふうなことで、校長会を通していろいろなお話をしているわけですが、基本形を十分に守ってやっていくと。これまでは武道の選択って、どの学校でも柔道をやってました。ただし、どちらかというと男子中心というふうに、今度、女子が入りますので、その辺に対する安全の取り組みという、これも重大なのかなというふうに思っております。

それから、安全にかかわるヘッドギアというふうな御提案もございまして、話題は出てないわけではありませんが、この辺についても十分考えられる大事なことかなというふうに思っております。

それから、学区について、いろんな課題が、学校の学区の規則があるものですから、それにのっとってやらないと、もう混乱の始まりでありますので、それにのっとってやるわけですが、実は行政区と学区のそごといいますか、うまくいってないところが、この際、笠神一丁目というふうなことを言われているんですが、そのほかにもあるんですね。小学校区では、下馬南、下馬北、桜木北、東田中、旭ヶ丘、中学校でも若干の類似があるものですから、24年度からこの学区について取り組みをしたいというふうなことですが、どこまでそれがうまくすり合わせができるのかというふうな難しい問題もありますが、そんなところを十分踏まえながら24年度スタートしたいというふうに考えております。以上であります。

〇議長(板橋惠一)

7番金野次男議員。

〇7番(金野次男議員)

教育長の答弁でわかりました。

1 点だけ、とにかく今回は中学生の必修化は女性も入るということで、私先ほど提案しましたヘッドギア女性用、これは早急に対処してやっていただきたい。それが 1 点。

2点目、学区については、要するに、境界線の造成中のとき規則の変更が多いんですよね、よく見たらば。そうじゃなく、ある程度境界線上の宅地造成のときは、学区とか行政区とは、例を出しますと、黒石崎に丸山の公務員住宅跡地の人が行政区に入りましたね。そういうのは事前的に造成工事やるとき、庁内で調整を私はやるべきだと要望をして、質問を終わります。以上です。

〇議長(板橋惠一)

次に、2番戸津川晴美議員の登壇を許します。

(2番 戸津川晴美議員登壇)

〇2番(戸津川晴美議員)

それでは、私の質問は大きく2点でございます。

まず、第1点目、被災者の孤独死防止対策についてでございます。

この件につきましては、震災後の昨年、第 2 回定例会でも質問をさせていただきました。その際、市長からは「孤独死、そのようなことはあってはならない問題と認識をしております」、このようなお言葉をいただきました。しかしながら、このたび、そのあってはならないことが起きてしまいました。亡くなられた方に対しまして、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、二度とこのようなことが起きないことを願いながら質問をさせていただきます。

亡くなられた男性は、夕方5時から深夜を経て翌朝9時までという夜間の警備を仕事といたしておりました。特に持病もなく元気に働いていた61歳とお聞きします。しかしながら、60歳を過ぎての夜間の仕事は決して楽ではなかったと思われます。帰宅しても、ひとり暮らしですので、会話を交わす家族もなく、疲れた体で食事の準備をし、身の回りの掃除、洗濯などすべてを一人でこなさなくてはなりません。愚痴を聞いてもらえる相手がいたのかな。果たして、たまには冗談を言い合う相手は身近にいたのだろうか。そんな心配まで出てきます。心身ともに疲労がかさめば、どんな元気な人でも突然に倒れるということは起こり得ます。倒れたとき、その緊急事態を外部に知らせる装置があれば、手を伸ばせばボタン一つで外部のその緊急を知らせる非常ベルがあれば、もしかすれば、この男性の命も救えたかもしれません。早い処置で助かったという方はたくさんいらっしゃいます。ぜひ非常ベル、あるいは緊急通報システムの導入を願うものですが、いかがでしょうか。

仮設におけるひとり世帯は357世帯中、146世帯、民間借り上げにおいてはひとり世帯は275世帯中97世帯、また、被災住宅において一人でお住まいの方もいらっしゃるでしょう。これらすべての一人で暮らす方にとって、孤独死の不安は大変深刻であります。

仙台市の宮城野区にお住まい、仮設住宅で79歳のひとり暮らしの女性の方の記事が先日、河北新報で報道をされておりました。この方は、ひとり住まいなので緊急通報システムをぜひお願いしたいと市にお願いをしていたそうですけれども、それが設置される前に夜中にめまいを起こして倒れたそうでございます。意識はあるが動けない。どうしよう、どうしよう。死が頭をよぎったとあります。その後、通報システムを設置してもらい安心したと報道されております。

現在、本市においては通報システムの設置は、仮設における2世帯のみとなっております。また、非常ベルの設置はゼロでございます。昨年 12 月 26 日現在の国の調査によりますと、宮城県内で非常ベルの設置をしているのは59.3%、この時点ではまだ設置に向けて準備をしている、設置をすることは確かだが、まだ設置には及んでいないが、それに向けて準備をしているというのが59.3%でございました。また、福島県の仮設住宅においては100%すべての仮設において非常ベルをつけることで準備を進めているとのことでございます。ぜひこの多賀城市におきましても、二度と孤独死を出さないために非常ベル、あるいは緊急通報システムの導入をお願いいたします。

また、この緊急通報システム、あるいは日々の安否確認などにおいて大変大事になるのは、

自治会の組織でございます。残念ながら本市におきましては、仮設 6 カ所のうち、現在、 先日 3 カ所できているとお伺いをいたしましたけれども、まだ 3 カ所においてはこの自治 会の組織が設置されておりません。新しい住まいで、しかも被災の大きな心の傷、そしてま た、その他の大きな不安を抱えながらの新たな関係を築き上げていくということは、決して 容易ではないと思います。ちまたでは自己責任論、あるいは無縁社会などという言葉が飛び 交いまして、自分のことは自分でというような風潮が強く、不安や悩みをお互いに出し合い にくい状況ではありますが、私は今こそお互いさまの精神を発揮しつつ、お互いにお互いを 支え合う自治会組織づくりが求められていると思います。

一つだけ紹介をさせていただきます。これは過日、マスコミ報道などでございましたが、お 互いの安否を互いに仮設住宅において確認し合うシステムとして紹介されておりましたも のでございます。きょうも元気ですのサインとして、朝起きたとき、玄関先にハンカチ大の 大きさの旗を掲げるという、こういう心温まる施策でございました。旗が出ていなければ心 配して御近所の方が、きょうはどうしたの、旗が出ていないけれどもと声をかける、こうい う日常だそうでございます。私はこういうシステムはあくまでも住民の方の主体性、住民の 合意、またプライバシーの保護などの大前提に立たなければならないと思いますが、こうい う施策も孤独死防止策の一つとして考えていけるのではないかと思っております。こうす れば孤独死は防げるという、そんな手はありません。私は二重にも三重にも孤独死を防ぐ防 止策は市として考えていかなければならないのではないかと思っております。創意あるシ ステムづくりをお願いするものでございます。

大きく2点目に入ります。児童・生徒の心のケアについてでございます。

この件につきましても、同じ定例会で質問をさせていただきました。その後、当市教育委員会におきましては、実に多種多様な支援策が実施され、学校現場からは多くの喜びと感謝の声が寄せられております。

二つだけ紹介させていただきます。理科支援員というものが小学校に配備されました。理科の実験というのは大変重要なのですけれども、それには多くの準備を要します。予備実験もきちんとしていなければ、子供たちを本当に喜ばせる実験が成功できるとは限りません。その理科の実験の支援員を配置されたことで、子供たちは理科の実験が楽しくなったと、こういううれしい知らせも届いております。

二つ目、学習個別支援員というものも小学校の3年生、4年生に配置されました。この学年というのは、ややもすると学力格差が生まれるスタートとなるという大変厳しい学年でございます。その学年に個別に支援員が入ったということで、学力格差を埋めるどの子にもしっかりと学力を保証していく、そういう状況が整ってきたと、これも大変うれしい施策だと思い、私からも感謝を申し上げたいと思います。

しかし、一方におきましては、こういう悲しいデータもございます。昨年の教職員互助会による調査結果でございますが、現職教職員のうち30%がうつ状態にあるという大変ショッキングなデータでございます。また、さらに宮城県教職員組合が昨年9月から10月に実

施いたしました調査によりますと、震災後、今一番の悩み、一番大きな負担となっているの は何ですかと、こういう質問がございます。その質問に対しまして、現場の教職員からは、 第 1 に上げられたのが放射能にかかわる対応でございます。そして 2 番目に上げられたの は、やはり震災と関係があると思いますが、転出入にかかわる事務量が大変増加したと。こ のことが大きく挙げられております。また、3番目といたしましては、家庭の経済状況が困 難な児童・生徒の増加、これも現場を大変苦しめている。 そして生活指導の問題、このよう な順番になっておるのが現状でございます。そしてまた、最近、文科省の調査結果によりま すと、いじめの件数が前年度比で 6.7%増加しているという大変不安な材料も出てまいり ました。被災による心の傷は、阪神淡路大震災後の経緯でも示されておりますように、直後 に表出するというよりも、2 年、3 年後に大きな問題行動としてあらわれる傾向にありま す。学校現場のこのような多忙な状況でありますと、現場のスタッフだけではとても対応で きるものではございません。精神科医、臨床心理士など、専門的知見と資格を有するスクー ルカウンセラーの充実した配置を求めるものですが、いかがでしょうか。阪神淡路大震災か ら 17 年がたちました。 神戸のまちには立派な建物が建ち、見事に復興したと、 こういう報 道もされます。その裏で、だれにもみとられず、仮設住宅では 233 人の人が命を落とし、 2000年以降、災害復興住宅においては、何と 717 人もの方がひとりでだれにもみとられ ず亡くなっていらっしゃる現実でございます。本市の復興もこのようなことにならないよ う、建物や道路だけでなく、被災者のお心と暮らしに寄り添った真の復興を願い、第 1 回 目の質問とさせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

戸津川議員からの御質問のうち、2 点目の子供たちの心のケアに関する御質問につきましては、後ほど教育長から回答させますので、私からは 1 点目の被災者の孤独死防止対策についてお答え申し上げます。

夜間などの緊急時に備え、ひとり暮らし世帯に非常ベル、または緊急通報システムの導入を求めることについての御質問でございますが、現在、本市においては高齢者等の日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消することを目的として、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業を実施しております。この事業は、65歳以上の在宅ひとり暮らしの高齢者で、日常生活はほぼ自立しているものの、何らかの障害等を有する方や、介助が必要な方、身体障害者手帳の 1 級または 2 級を所持する方などを対象としております。

核家族化の進展などにより、特に高齢者のひとり暮らし世帯は年々増加している状況にあり、今後とも事業の周知に努めてまいりますが、すべてのひとり暮らし世帯の方々へ対象を拡大することは考えておりません。

2 点目のひとり暮らし世帯の安否確認をプライバシー保護と自治会組織などとの協力で旗

上げ方式などで実施するよう検討されたいとの御意見でございますが、ひとり暮らし世帯の方が希望されれば、その方法も可能ですが、一方では、ひとり暮らし世帯であることや不在であることを公表することとなり、別の被害、例えば空き巣や悪質な訪問販売などの心配も出てまいります。

なお、現在、災害時要援護者システムの更新に取り組んでいるところでございまして、今後、 区長、民生委員、また地域の方々と安全・安心な地域づくりのあり方を協議してまいりたい と考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

〇議長(板橋惠一)

教育長。

○教育長 (菊地昭吾)

子供たちの心のケアについては、私の方からお答えを申し上げます。

この件については、昨年の第2回6月議会においても御質問をいただきました。この折に、本市では震災後、いち早く精神科医、精神保健福祉士の支援を受けて対応していること、また、上山真知子山大教授等の御支援のもと、全教職員研修を持ちまして、子供たちの心理状況の把握に努めながら取り組んでいることをお話し申し上げました。

子供たちは 1 年後の現在、安定した気持ちで学習活動に取り組んでおりますが、心のケアは長期的継続が何より大切であることは、議員御指摘のとおりでありまして、教育委員会としては、中学校に配置しているスクールカウンセラーの小学校での活用を図ってきたほか、特に学区内の被害が大きかった小学校にも配置するなど、子供・保護者・教職員の心のケアに努めてきたところであります。

また、多賀城市独自で配置している特別支援教育支援員や、今年度から新たに配置した学習環境支援員などの人的支援が、子供たちにとって複数の目で見られている、一人一人に適切な対応ができるなどの効果があると学校から寄せられております。

今後とも市スクールソーシャルワーカーや各種支援員の人的支援を継続して、子供たちの 心のケアに取り組んでまいりますが、小学校のスクールカウンセラーの配置につきまして も、現在、県教育委員会に増員をお願いしているところであります。以上であります。

- 〇議長(板橋惠一)
- 2番戸津川晴美議員。
- 〇2番(戸津川晴美議員)

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先日いただきました資料によりますと、山王仮設住宅の意見交換会においての記録をいただきましたけれども、この記録の中に、やはり住民の方から孤独死の対応はどうするんだという質問が寄せられまして、それにこたえましてこのように答えております。

「共立メンテナンスによる日々の安否確認のほかに、ひとり暮らし老人等に緊急通報システムを含め、設置希望者と担当課の個別対応をすることとしております」とありますけれど

も、調べていただいた資料によりますと、65歳以上のひとり世帯の仮設住宅お住まいの方は68世帯ございます。その68世帯の人に対して、希望を聞いていただけたのか、その希望の結果はどうだったのか、そのことをまずお伺いいたします。

あと、私のところに届いた天下みゆき県議からの情報によりますと、この非常ベルの設置については、県の方で対応ができるんだと。市からの要望があれば。もちろん審査はしますけれども、対応できる項目であるという情報も寄せられております。市の事業としては、それは地域支え合い事業という名前の事業があるんだそうでございますけれども、その地域支え合い事業として対応できることになっていますという情報もいただいておりますが、その辺は確認されているかどうか、その2点をまずお伺いいたします。

あと、子供たちの心のケアについては、なお小学校の方にもスクールカウンセラーの増員をお願いしていただいたということで、本当に心強く思っております。なお、私も、何といいますか、現場を経験した者といたしましては、こういうときに大いに現場で活躍するのが養護教諭の先生であると思います。その養護教諭も今、城南小ではたくさんの子供がいるために2名配置になっているとは聞きましたけれども、これは県の定員の拡大にもなることなので、県にお願いするしかないとは思うんですけれども、やはりこういうときだからこそ、もう少し基準、今のところ800人ぐらいにならないと2名にはならないのではないかと思いますけれども、それを例えば700人以上は2名にしてもらうとか、2名養護教諭を配してもらうとか、そのようなことをぜひ現場の声として、本当に子供たちがいざというときに体の悩みも心の悩みもそこに持っていけるのが養護教諭だと思いますので、その点もぜひ県や国に伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。その2点お願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

私に対しての質問につきましては、保健福祉部長から答弁させますので、よろしくお願い申 し上げたいと思います。あと残りは教育長ということでございます。よろしくお願いします。 〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

おひとり暮らしの方々の個別相談というふうなことでございますが、これはそのときだけの単発ということではなくて、随時、高齢者の方々、おひとり暮らしの方々からは御意見をちょうだいしております。いわゆるその個別相談に応じているというふうなことが 1 点。それから、先ほどの地域支え合い事業というふうなことなんですが、これは現在、社会福祉協議会の方で設置しております事業でございまして、県の方から 2 人の職員が仮設住宅の担当ということで現地の方に配置をされております。そういった方々と一緒に個別訪問なり相談を受け付けさせていただいております。

なお、内容の詳細は、ちょっと手元に資料がございませんので、やっているというふうなことを御報告させていただきたいと思います。

○議長(板橋惠一)

教育長。

〇教育長 (菊地昭吾)

教職員の人的配置というのは、これは国と県の責任であります。しかし、多賀城市においては、特別支援教育その他について多くの教職員を配置、独自でお願いしていることについては私も大変うれしく思いますし、それから、カウンセラーについては、先ほど申し上げたとおり、さらに小学校にも配置してほしいというふうなことは当然でありますし、養護教諭についても、複数配置の学校はありますが、非常に基準というものがありますので、要望としてはそういうふうな思いをしておりますが、こんなことについても基準はあるものの、お願いすることは当然かなというふうに思っている、実態を考えれば。以上であります。

- ○議長(板橋惠一)
- 2番戸津川晴美議員。
- 〇2番(戸津川晴美議員)

子供たちのことについては、ぜひ要望として上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

先ほどの保健福祉部長のお答えに対してなんですけれども、実はこれは県の職員と県議が 懇談をした中で快くといいますか、そういうものにちゃんとこたえる事業があるんですか ら、市の方からその要望を上げてくださいと、こういうお言葉をいただいたということです ので、私はまだこの 65歳以上のひとり世帯、68世帯の御希望をまだ聞いていらっしゃら ないんだと思うんです。そういう設置の希望があるかどうかということもぜひ含めて、それ を早急に聞いていただきながら、これくらいの希望があるんですと。非常ベルはどうでしょ うかと。先ほど通報システムの方はいろいろ高いハードルがあって大変なようですけれど も、非常にベルについては、県でそういうふうに対応できるんだという言葉をいただいてい るわけですから、ぜひ早急に私は、できれば民間借り上げ住宅の人には非常ベルというわけ にもいかないかなとは思いますけれども、そちらの方にも気を配りながら、やはり仮設住宅 にいる人と民賃にいる人が余り差別がないようにということは大変大事だと思いますので、 そちらにも意を介しながら、ぜひ県の方にこれぐらいの設置希望がありましたということ を上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

- 〇保健福祉部長(鈴木健太郎)
- 4 月以降は、民賃に入っている方々の実態調査もさせていただくことになっておりますので、それとあわせて、希望を県の方に強く要望してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(板橋惠一)

ここでお昼の休憩といたします。 再開は午後 1 時といたします。 午後 0 時 09 分 休憩

午後1時00分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

12番阿部正幸議員の登壇を許します。

(12番 阿部正幸議員登壇)

〇12番(阿部正幸議員)

私の質問は、通告どおり2点です。

東日本大震災から来月で 1 年になります。被災された皆様の生活再建と一日も早い復旧・ 復興に向けた取り組みを推進しておりますが、まだまだ不自由な生活を余儀なくされ、寒さ が加わり、特に高齢者の方が不安を募らせております。

平成 24 年 1 月 30 日、高齢者福祉計画第 5 期介護保険事業計画について、議員に対する 説明会が行われ、計画策定の趣旨に、「本市においても、平成 12 年度に介護保険制度が制定されて以降、同様に高齢者数及び介護認定者数が毎年ふえ続けており」とあり、震災に伴う環境変化では、震災による被害を受けた方の中に高齢者の方々もおり、長期の避難所生活、他施設への移動、その後、仮設住宅や借り上げ住宅、または親類縁者先への避難、転出と居住環境が流動化している状況との説明。計画策定に向けては、震災復興計画を踏まえながら、ふえ続ける高齢者と罹災した高齢者の方々に対する継続的なサービスを維持し、高齢者一人一人が健康で豊かな生活を送ることができるよう、高齢者福祉の安定と施策の充実に取り組んでまいりますとの説明でございました。

そこで、高齢者福祉の取り組みと仮設住宅入居者支援の視点から、大きく 2 点について質問いたします。

1 点目は、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の事業 PR 方法及び利用対象者の 方が安心して日常生活が送れる支援についての取り組みを具体的に伺います。

高齢者福祉の基本目標に、高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりとあり、高齢者福祉計画の事業内容に、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業があります。この事業は、平成2年度にスタートし、在宅のひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者等に家庭用緊急通報機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態が発生した場合に機器を利用して通報することにより、地域の協力員や警備会社の警備員が駆けつけ、速やかな救援活動を行う事業です。平成22年度は125台の利用実績があります。

この事業を利用できる対象者は、実施要綱において3項あり、1、65歳以上の在宅ひとり 暮らしの高齢者で、障害老人日常生活自立度判定基準の4段階の各ランクのいずれかに該 当する者。2、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受 けている者で、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級または2級に該当する住宅のひとり暮らしの者。3、その他市長が特に必要と認める者となっております。議員に対する説明会で、今後の方策の中に、高齢者社会の進展に伴い、在宅ひとり暮らしの高齢者の増加も見込まれ、在宅のひとり暮らしの高齢者のみならず、重度身体障害者等の日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消するため、事業のPRに努め、利用対象の方が安心して日常生活が送れるよう支援を行っていきますとの内容でした。

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業を知らない方や、利用したくても利用対象に当てはまらないと思い込んでいる方もたくさんいらっしゃいます。ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の事業 PR 方法及び利用対象者の方が安心して日常生活が送れる支援についての取り組みを具体的に伺います。

2点目に、仮設住宅入居者支援について。

第 1 に、仮設住宅に入居する方は、初めての冬を過ごし、厳しい寒さに耐え、快適とは言えない環境の中で健康不安や悩みを抱え、不自由な生活を余儀なくされる中、生活の再建に向けて頑張っております。このような中、特に高齢者の方が不安を募らせております。

平成24年2月5日現在、市内応急仮設住宅にお住まいの方706人のうち、65歳以上の方は242人で、全体の34%、応急仮設住宅全世帯357世帯のうち、ひとり世帯は146世帯となり、全体の40%、このひとり世帯である146世帯のうち、65歳以上の方は68人おります。ひとり暮らしの場合は、生活中に突発的な疾病等により発症直後に助けを呼べない状況もあります。今後は、ひとり世帯の65歳以上の方に対して、緊急な場合に通報できるシステムの構築が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

第 2 に、仮設とはいえ、今後、数年間の居住が考えられ、生活の拠点となる住家の環境を整えることは、被災された方々の支援として最重要課題と考えます。このようなことから、公明党市議団として仮設住宅にお住まいの方に対して、第 2 次アンケートを実施し、住環境や不安に感じていることなどの聞き取り調査を行いました。

その結果、住環境整備として結露防止策やふろの追いだき機能の要望が多くありました。今 後の取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〇議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目のひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の PR と、安心な日常生活支援の取り組みについての御質問でございますが、この事業は、先ほども御説明申し上げましたとおり、65 歳以上の在宅ひとり暮らしの高齢者で、日常生活はほぼ自立しているものの、何らかの障害等を有する方や介助が必要な方、身体障害者手帳の 1 級または 2 級を所持する方

を対象としております。

利用者が急病や事故などの際、緊急に救援を必要としたときに緊急通報システムを使用し、緊急通報協力員が救助を行うことにより、迅速な対応のできる態勢を整備することで、高齢者等の日常生活の安心の確保と精神的な不安の解消を図ることを目的に実施しているものでございます。

PR の方法につきましては、地域包括支援センター職員による相談やケアマネジャーを通じてのお知らせ、ホームページへの掲載、窓口での事業案内配布などを行っております。

なお、地域包括支援センターにおいては、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を、「お元気ですか訪問事業」として状況に応じて年に複数回訪問することにより、日常生活の実態や心身状態の把握及び安否の確認などを行いながら、不安解消に努めているところでございます。

高齢者のひとり暮らし世帯が増加している状況にあって、緊急通報システム事業の対象となられる方々に適切に御利用いただけるよう、今後とも PR に努めてまいりたいと考えております。

2 点目の仮設住宅入居者の 65 歳以上のひとり世帯に対する緊急通報システムの導入につきましては現在、午前 9 時から午後 6 時まで管理運営の受託事業者が毎日、全戸を巡回訪問しているところでございますが、夜間の緊急時の対応として非常用ブザーやランプの設置も大変有効と思われますので、検討してまいります。

なお、今後とも安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

次に、結露防止策についてでございますが、仮設住宅は機密性が高い構造となっており、換気をせずに室温を上げ過ぎたり、室内に洗濯物を干したりすると結露が発生いたします。防止策としては、換気を小まめに行うことはもちろんでございますが、時々エアコンを使用し小まめに除湿を行うなど、できるだけ結露を発生させない方法を入居者に改めてお知らせしたいと考えております。

追いだき機能の追加設置につきましては、先ほど佐藤惠子議員へ回答いたしている内容と 同様でございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 12番阿部正幸議員。
- 〇12番(阿部正幸議員)

1 点目のひとり暮らし高齢者等緊急システム事業について、高齢化社会の進展に伴いまして、在宅ひとり暮らしの高齢者の増加も見込まれて、そしてまた、在宅ひとり暮らしの高齢者のみならず、重度身体障害者等の日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消するための事業 PR 方法、また利用者の方が安心して日常生活が送れる支援につきましては、わかりました。

このひとり暮らしの高齢者等緊急通報システムにつきましては、昨年 10 月 4 日、決算特

別委員会でも私が質問し、一定の要件がある方が利用できるという説明があり、ハードルが 高く、利用したくても利用できないという認識を私自身いたしました。 事業 PR として多賀 城市高齢者福祉サービスのチラシがございます。こういうブルーのチラシでございます。こ のチラシの中に、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業と説明が書いてありますが、 ここの対象者の中には、このように書いてあります。「65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢 者で心疾患、脳血管疾患等により日常的に転倒などが見られ、歩行の際に介助が必要な方、 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持するひとり暮らしの方で、上記の同様の状態にある方」 とあります。このように日常的に転倒などが見られ、歩行の際に介助が必要な方というとこ ろにこの対象者に書いてあるわけでございますけれども、日常生活がほぼ自立している方 は利用できないという私自身認識でございましたが、多賀城市のひとり暮らし高齢者等緊 急通報システム事業実施要綱には、対象者第3条(1)の判定基準、平成 13年 11月 18 日付、老健第 102 の 2 号、厚生省老人福祉部長通知の中に、4 段階の各ランクのいずれに 該当するものが判定基準の一つにあります。その中に何らかの障害等を有するけれども、日 常の生活はほぼ自立しており、独力で外出すると。要するに日常の生活はほぼ自立しておっ て、一人で外出する方もこの緊急通報システム事業が利用できることになる、そういう解釈 もできるわけでございます。このチラシを見て、日常的に転倒などが見られ、歩行の際に介 助が必要な方という対象者になっておりますが、このチラシを見ると、利用できないと誤解 する方がおりますので、この点につきまして、利用できる方がもう少しわかりやすく、利用 しやすいようにしていただきたい。この点についてどのように認識をしているか伺います。 2 点目、仮設住宅におきまして、ひとり世帯の 65 歳以上の方に対して、緊急な場合に通報 できるシステムの構築につきまして、2月4日から2月13日まで市職員の仮設住宅アン ケート調査の結果、御意見・御要望の中に、緊急システム通報を希望している方がいらっし ゃいました。また、2月17日、補正予算特別委員会において、保健福祉部長が新しいシス テムを導入いたしますと、このように答弁しております。また、今の市長でも非常用ブザー という答弁もございました。この非常用ブザー、あるいは新しいシステム導入というその答 弁につきまして、どのようなシステムで、いつごろから導入予定なのか伺います。 最後に、結露対策についての御説明はわかりました。

また、おふろの追いだきにつきましても、午前中答弁がございましたけれども、全議員に配付された山王市営住宅跡地の応急仮設住宅報告書の議事録におふろの追いだき機能の要望も何回も出てきております。追いだき機能は災害救助法の適用外、対象外となっていることも承知しております。しかしながら、石巻の仮設住宅では、一日も早く仮設住宅を設置しなければいけないということから、建設業者が追いだきつきのおふろの設置をしているところもございます。このように県内の仮設住宅でも不公平が生じていることも事実でございます。被災者の生活再建の視点から、この追いだきにつきましては再度、県・国へ強く要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

1 点目に関しまして、もっとわかりやすくということでございますので、市の広報でも年 2 回ほど紹介はしているわけでございますけれども、もう少しわかりやすく考えていきたいと思います。その関係でもうちょっと具体的にということで保健福祉部長からも答弁させたいと思います。

追いだきの関係も、先ほど同じような質問で答えさせていただきましたけれども、市長会等、 連携しながら、被災自治体の方々との話し合う会もありますので、その辺は何回も申し上げ ていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

まず、阿部議員の 1 点目のこのチラシの関係でございますが、なかなかやっぱり制度をコンパクトにまとめると、わかりづらいというふうなことがございます。したがいまして、冒頭で市長が回答申し上げましたように、65歳以上の高齢者、おひとり暮らしの方は、年最低でも一、二回、ちょっと体の不自由な方、安否が、安否といいますか、方については、それこそ2カ月に1回程度訪問をさせていただいております。これをお元気ですか訪問事業ということなんですが、この事業の中で、実はお一人お一人詳しく説明をさせていただいているということをまず御理解いただきたいということ。それから、この表記につきましても、今後、手にとった方がわかりやすいような表記に工夫してまいりたいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、新しいシステムというお話だったと思いますが、仮設住宅等につきましては、これまで寒さ対策としてファンヒーターであるとか、電気カーペットであるとか、こういったものを民間の賃貸住宅に入った方も含め、現在、配布をさせていただいております。ただ、やっぱり数千世帯分というのは、ちょっとまだ支援物資として集まっておりませんので、ある一定の高齢者おひとり暮らし、または高齢者世帯、または母子・父子家庭というふうなことで、ある一定の線引きをさせていただいて配布をさせていただいておりますが、今お話ししたところは、おおむね全部終わりまして、今、第2次ということで60歳以上に枠を対象者を広げて、現在、民生委員や社協と一緒に配布をさせていただいております。これがある一定の見込みが立ちましたので、今後は現在課題となっております仮設住宅の方の高齢者ひとり暮らしの方々を対象としました玄関のチャイムや非常用ブザー、パトライトなどの支援物資を新たに各方面に今、呼びかけをしているところです。そのうち、現在、ある2団体の方々から必要な個数であるとか、詳細の今ちょっと打ち合わせ、詰めをしているところでございます。何台御提供いただけるかは、まだはっきりしませんが、そういった支援物資をいただいた中から必要性の高い、例えば65歳以上のおひとり暮らし、さっきたしか

68 世帯かと思いましたけれども、そういった方々を優先的にしながら、受けた支援物資でそういった対応を図ってまいりたいというふうに考えていたところです。その物資が届き次第、ぜひ早目に設置をする方向で進めてまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 12番阿部正幸議員。
- 〇12番(阿部正幸議員)

今の答弁でひとり暮らし高齢者緊急システムの事業につきまして、もう少しわかりやすく 市民の方に PR をするというお話でございましたので、ぜひそのようにしていただきたい と思います。

さらに、仮設住宅におきます 65 歳以上の家庭につきましても、現在、支援物資で玄関のブザー、あるいはパトライトという支援をいただいているというお話もございました。被災された方が仮設住宅で過ごしている方が一日も早く生活の再建ができるように、そしてまた、一日も早くその必要性が高いところに設置をしていただきたく、要望といたしまして、私の質問を終わります。要望を終わります。以上です。

- ○議長(板橋惠一)
- 5番伏谷修一議員の登壇を許します。
- (5番 伏谷修一議員登壇)
- 〇5番(伏谷修一議員)

通告どおり、農業振興への具体的な計画について質問いたします。

来月で1年を迎える東日本大震災の津波被害に遭った農地は、八幡地区の一本柳、六貫田、 小原などの範囲に広がり、さまざまな物質を含んだ海水は、田んぼを数メートル程度浸水させ、壊滅的な被害を与えました。今回の出来事は、本市の農業が抱える不安定要素を助長することになり、根幹にかかわる問題としてとらえていくべきと考えます。

被害に遭われた農家の皆様の自助・共助の結集により、ことしの田植えができる状態にまで こぎ着けることができ、一安心するところでございます。

私は、これまで何度か農業政策の考え方について質問を重ねてまいりました。ポイントとして、米の消費量から見えてくる減反面積への対応、米依存型の耕作から都市近郊型への取り組みの展望、収益性の高い作物への転作、生産から販売を複合化させ、施設の集積を図る必要性などの点から質問を行ってまいりました。それぞれの回答は、今日農業の抱える諸問題も本市でも同様である趣旨の説明でありました。

例えば、減反した農地に対し、都市近郊型の農業として施設園芸や野菜栽培の振興を図ってきたが、労力の問題などで栽培面積の拡大に至ってない現状など、取り組みの成果が上がらないことなどの見解が多くありました。このことから、根底に見えてくるのは、農家の皆様の後継者問題であり、農業が置かれている現実を受けとめて対応しなければ問題解決には至らないことは、関係各位が十分認識しているところであります。

また、南宮地区の農地利活用について尋ねたときは、多賀城農業振興地区整備計画には、農業基盤整備の強化を図るために農地の集約化を促すとともに、野菜や花卉などの高生産農業への転換の推進を掲げるとあり、南宮地区を優良農地として考え、多賀城インターの整備動向などの環境変化を見据え、今後の具体的な方向性、計画推進に若手農業者との懇談会を初め、JA 仙台、農業関係者などの意見交換を進めると言及しています。

3・11の大震災は本市にも大打撃を与え、マイナスの要因を何とかするべく、だれもが必死に闘っています。前述した多賀城インターチェンジは、震災からのマイナスの環境変化がインターチェンジ事業の認可を早める要因になったことは明らかであり、このことからも本市は、復興に向けた各事業の取り組みに対して、行動を加速していくことが最も重要と考えます。

そこで、本市多賀城震災復興計画で、具体的な産業振興の整備として、農地の大区画化、農地集積などの基盤整備、担い手育成、法人化などを推進していくと指針を明記していることについて、次の3点から伺います。

現在までの進捗状況はいかがか。

2番目です。各種基盤整備のイメージとは。

3番目に、次世代農業の取り組みとして、他自治体でも 6次産業化を推進していますが、 本市の農業の 6次産業化とは何を目指しているのか。

以上、市長の考えについて回答願います。

○議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

伏谷議員の農業振興への具体的な計画についての御質問にお答え申し上げます。

大震災による本市の農業関連の被害は、津波により水田 68 ヘクタール、畑 8.3 ヘクタールの塩害を受け、また、地震により取水・用水・排水等の農業生産施設が被災しております。こうしたことから、農業振興の具体的な計画につきましては、従来から本市の課題である農業従事者の高齢化や農業の担い手育成等に加え、これら未曾有の被害からの復興を図る必要がございます。具体的には、10 年後の多賀城の農業を、限られた農地でこれまで以上の生産性向上、作業の効率化、生産意欲の増進を復興の理念に掲げ、農業施設の再整備により、本市農業を魅力のある農業として復興につなげなければなりません。

1 点目の現在までの進捗状況につきましては、本市の農業に関する復興プラン、活性化ビジョンを作成するため、平成 23 年 11 月 9 日に多賀城市農業復興委員会を設立いたしました。当委員会では、平成 23 年 12 月 15 日から 26 日まで 7 会場で圃場整備事業を中心とした農業復興について地区説明会を開催し、おおむね農家の方々の理解と同意を得たところでございます。

今後は、同委員会を中心に、農家の皆さんの意見を取り入れながら、農業復興プランの取り

まとめを支援してまいります。

第 2 点目の各種基盤整備のイメージとのことですが、まず、ハード整備につきましては、現在の農地は大型農業機械の導入が困難であることから、圃場については農業振興地域のうち、約300 ヘクタールを対象に大区画田を標準仕様とし、将来の維持管理を軽減するため、用水・排水を分離し、農道につきましては拡幅するなどの方向で提案していきたいと考えております。ソフト関係につきましては、同委員会を中心に農家の皆さんの意見を取り入れながら、所有する農地や農作物の集団化等により、作業効率の向上、また将来的には農業経営の法人化を目標として取り組んでまいります。

最後に、農業の6次産業化についてでございますが、これは多賀城市震災復興計画に、恒久的な雇用の確保と生産額の向上を目指すことを掲げております。特に本市は大消費地である仙台圏内に位置することから、私の掲げます農業と商工と観光の連携、いわゆる農商光連携により農業者の方々が農作物の生産、これが1次でございます。に加え、製造・加工の2次、それから卸・小売り、観光の3次などに一体的に取り組み、収益性を高めることを目標としております。この農商光連携は、三陸自動車道の(仮称)多賀城インターチェンジ整備が具体化した今、道の駅構想への第一歩ともとらえております。

今後はハード面の圃場整備とあわせて、農家の方々の意向を取り入れ、ソフトである農業経営の法人化、6次産業化などや担い手の人材育成など、多くの農家の方々が将来を展望できる生産性や収益性が高い農業が実現できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 5番伏谷修一議員。
- 〇5番(伏谷修一議員)

概要については、共通認識を持たなきゃないということもあったので、その辺のところは確認できました。

今回この質問をしようと思ったきっかけになったのは、やっぱりあの3・11の震災のときに、もうこの世の終わりかなみたいな感覚でいて、いろいろと救助活動をしていたときに、やはり衣住食ということが頭にぽっと浮かんできました。というのは、やっぱりぬれて寒いという状況があったので、人間というのは赤ちゃんとして生まれて、やっぱり最初に食い物じゃないんだなと。やはり産着でくるまれるということが一番最初なのかなと。そして、食べること、次に来るのかなと。なかなかやっぱり二、三日物を食べれなかったと。初めて地域の方の炊き出しで、こういう発砲スチロールに持ってきてもらったのがにぎり飯とみそ汁とたくわんだった。何か自分なりに原点というか、ソウルフードというんですかね、そういうものが一番うま味を感じて、何か涙がこぼれてくるようなおいしさじゃないんですね。これがやはり自分の原点になっているのかなと、そういうふうに思ったのがきっかけで、ちょっとそうなってくると、この米を何とかやっぱり恒久的につくっていく、そういうふうなことも必要であるし、やはり文化つくらなきゃなと。食文化を形成していかなければ、やは

り何を目的として作物をつくるのかではなくて、こういう作物をつくっているからこそ、こ ういうふうな多賀城の農業のあり方ということを考えていかないと難しいのかなと。その 大前提に何するんだといったときに、やはりこの計画を知ったものですから、この計画をぜ ひなし遂げなければだめなのかなと。いろいろ調べていくと、この質問をしていてちょっと 思ったんですけれども、市長の後ろ側に先代の市長と先々代の市長が何かちょっと見える ような気がするんですよ。そういうふうな多賀城の何ていうんですかね、食文化の歴史を守 ってきたというのは、各市長がその思いを農業の礎にしてきたのかなということを、何かこ の3・11、いろんなことを感じ受けて、原点回帰、自分の原点回帰というと何かなと思っ たときには、やっぱり農業を主体としてまちの形成をしていた多賀城が、やはり今回この震 災において、水もない、電気もないというライフラインが壊滅状態になったときに、一番手 にしたものが四、五十年前食べてたものだったのかなと。そしてまた、今そういうものがや たら恋しくて、また食べたくなってくるという、そういう世代に差しかかってきた者として は、そういうふうな食生活を子供のころから何か機会にするべきなのかなというふうなこ とがかなり強くて、こういったぜひとも今後こういった計画で整備していかないと、先ほど からやはり後継者問題もありますし、そういうところが一番心にひっかかることでござい ました。前、前市長とちょっとまだ議員になる前にお話ししたときには、やっぱり農業につ いての熱い思いを私も感じたものですから、時あるたびに一般質問で農業のことを質問さ せていただいているんですけれども、食文化の形成という部分について、市長のお考えを伺 わせていただきたいと思います。

それと、やはり今度は、この事業を何とか成功させるためにはという具体的なプランなんですけれども、なかなか今、農業復興委員会ができて、周知を皆様のところに、先ほどの御説明にもあったんですが、さて受け取り方としては、非常にいろんなことが錯綜していて本当のことがなかなかよく伝わってないのかなと。この辺のところで何が今起きて、何をしたくてということをやはり機会を重ねてやっていかないと、何か尾ひれはひれがついて、本当にいいことをやっていこうということに対して、なかなか伝わりが悪いと、最初のスタートラインがちょっとおかしくなってしまうのかなということだったので、この事業全体の認識を皆様にやはりお伝えするということを、今の説明、今後いろいろと方策を、計画を練っていくんでしょうけれども、正確な情報を伝えるということをぜひともお願いしたいというふうに思っております。以上2点について伺いたいと思います。

○議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

第 1 点目、食文化というふうなことをどう考えるかということで、今回の震災に際しまして、食料がないときに西部の方で私聞き及んだのは、避難所に入ったときに、例えば八幡もそうだったというふうには聞いてますけれども、自分とこで持っているお米を持ってきて、また野菜を持ってきて炊き出しして何日か過ごしたという方々、東部の方々では、そういう

ところはあんまりないんですね。ですから、やっぱり農業の大切さというか、今、伏谷議員がおっしゃったように、営々と多賀城農業、今までいろいろな先輩方、また、御先祖様方が守ってきたわけでございますけれども、それが今後とも継続されるということがやっぱりすばらしいことではないかなというふうに思った次第でございます。ただ、今回の農業復興委員会で、これから 1 年かけて多賀城の農業のあり方、大きな圃場整備とか、あるいは近郊農業としての大仙台を控えている消費地を控えている多賀城として、どういうものをつくったらいいかということも選定しなければいけないし、あるいは農業のやっている方々の若返りということも早目に手当てしなければならない問題でしょうし、あるいは最終的には法人化と。例えば農家の権利の所在もいろんな問題がございます。その辺も改めてまとめ上げながら、農業のあり方全体の本当にこれ恐らく50年後、100年後、あるいはもっと先を見据えたような形での多賀城の農業のあり方を今後図っていかなければいけないんではないかなというふうに私自身思った次第でございます。ちょっと私も最後のところ聞き取れなかったんですが、正確な情報ということだったんですけれども、それらの情報をやっぱり市民の方々も持ちながら、改めて農家の方々の大切さ、また農業の大切さを感じ取っていただければなというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(板橋惠一)
- 5番伏谷修一議員。
- 〇5番(伏谷修一議員)

正確な情報といいますか、やはりかなり地権者の方も多くいらっしゃいますので、伝えてても、そのとおりなかなか伝わらないということもかなりあると思います。その辺のところを、こういうことをやるんだよって伝わるまで、お一人お一人に事業の内容が正確に伝わるまで説明をしていただきたいというふうに意味でお願いをしたいと思います。

それと、あと基本的なところなんでしょうけれども、やはりこの 5 年ですか、議員になっていろいろと農地を見てまいりました。その中ではやはりいろんな考えがあって、やはり農地を見るときに、余り言及はしないんですけれども、二極化してるのかなというふうなところもあります。これからやはり生産をしていかなきゃないというふうな考え方と、それからやはりもう生産できなくなってくるねと。その後どうするんだと。このまま農地でいいのかと。市街化区域ということもあるんでしょうけれども、そういった二極化の中での考えというのは、なかなか平行線を進んでしまうのかなという危機感も若干感じているところではございます。

先ほど、市長は6次化でやっていきたいというふうなお話をなさったんですが、やっぱり6次化で具体的に何をつくるかということがないと、これ進まないのかなと。先ほど米をつくっていくということが震災のときにというふうなお話をしましたが、やはりなかなか米だけでは難しいというところで、今いろんなそういった調査をしていると思います。その中でやっぱり何をつくっていくんだというのを早く皆さんにお知らせしないと、6次化って

何ってなってしまうことがあると思います。その点、ちょっと市長も考え方をそこに傾注していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最終的に伝え方の一番伝えやすさというのは、先ほど300ヘクタールということで全体的な整備を図っていきたいと。300ヘクタール、それから6次化の推進を進めていきたいということがございました。予算的には、聞くところによりますと、50億円ぐらいがその事業費になるのかなというふうなことで伝わっております。300割る6次化は50ということで、非常にこういうふうな取り組みの中での数字は、そういうお伝えの仕方をすると、皆様もそうなのかなというふうなこともありますので、ちょっと今思ったものですから、お伝えしたいと思います。その前の2点について、もし見解あれば、お答えください。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

300割る6は50ということで、何か非常にうまいこと考えたなと思いましたけれども、 大体これをやるについては50億円かかるということで、半分は国の方から、残りの35% が県の方ですか、残りの15%が地元負担ということで、ただ、市でほとんどこれは賄わな くちゃいけないだろうという思いで今計画中でございます。年間かなり農業の方々には補助をしているわけでございまして、それにプラスちょっとぐらいすると、大圃場なり転換なりも図れるということもあって、市がある程度面倒見なくちゃいかんだろうというふうに思っております。

二極化という話でございますけれども、まさにそのとおりだろうということで、ただ、今度 のこれの整備に関しては、権利関係がもう二極化するんじゃないかなというふうな思いが するんですね。全く持っている人でも手放さなくちゃいけないだろうということで、二つの 方法ですね、持って、やっぱり生産の方に入っちゃうのか、全く持たないで、それを貸すか、 あるいは売るか、そんなことで手放さざるを得ない、貸さざるを得ないような状況になって いくか、それの二極化になる可能性もあるだろうし、それから生産する方と生産しない方、 今までは家内だけで家庭内だけで農業やってきた人も、じゃあんたの方に任せるわという ことで、今までは中途半端だと言うか、手すいた人が家庭内の作業として農業をやってきた 人も、逆にあんまりできなくなってくるのかなというふうな思いもあるわけです。 ぜひ今回 の線引きが二極化ということで、相当その辺のラインがはっきりしないとだめな状況に変 わってくるかと思いますので、できるだけ情報を密にして、多賀城の、先ほど言ったように、 百年構想、二百年構想と言ってもいいくらいの大転換期でございますから、1 年かけて、あ るいは 1 年以上かかるかもしれませんけれども、じっくりと農家のかかわり、農家の方々 を初め、市民の皆様にもわかりやすいような形でお知らせしたいなという思いです。ちょっ とごめんなさい。わけわからなかったと思いますけれども、よろしくお願いいたします。 〇議長(板橋惠一)

1番柳原清議員の登壇を許します。

(1番 柳原 清議員登壇)

〇1番(柳原 清議員)

私の質問は、通告どおり3問です。

1番目の質問は、七北田川の水害対策についてです。

昨年の大震災により、七北田川の堤防が損傷を受け、強度が低下しているのではないかと懸念の声が住民から上がっております。台風や津波で七北田川がはんらんした場合、新田・高橋地区の住民は、どこに避難したらいいのか。指定避難所の山王小学校は周囲が田んぼで低地にあり、水害のときには孤立することが予想されております。また、避難所までの道路も冠水した場合、通行どめとなります。新田地区公民館も高橋生活センターも平屋建てで水害時には避難所としての機能を発揮することは不可能ではないでしょうか。災害備蓄品も当然水没して使用できなくなることが予想されます。また、新田地区は低層住居専用地区であり、高い建物もありません。新田地区に2階建て以上の集会所、備蓄倉庫を備えた避難ビルを兼ねた公民館など公共施設を建設してほしいという声が多く出されております。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の質問は、保育行政についてです。

政府は、「子ども・子育て新システム」と称する保育制度改革を 2013 年度から実施するとしています。しかし、いまだに多くの検討課題が積み残されたままです。

昨年、第3回定例会では、現行保育制度を堅持し、新システムの撤回を求める意見書が全会一致で採択され、全国の地方議会からも230を超える意見書が上がっております。

子ども・子育て新システムとはどのような制度なのか。一言で言えば、福祉としての保育を 産業化し、お金で売り買いする商品にかえる。経済効率を優先し、子供でもうける仕組みが 新システムです。

本市で新システムが導入された場合どうなるか。まず保育所の入所の仕組みが変わります。 保護者が自分で保育所を探し、保育所と直接契約をすることになります。市は契約に関与しませんので、入所できなくてもそれは保護者の自己責任となります。さらに、障害を持っていたり配慮を必要とする子供に対しては、事業者側が契約を結ばないおそれがあります。 次に、保育料ですが、現在は所得に応じて保育料を決める応能負担の原則に基づいて決められておりますが、新システムのもとでは、保育時間によって負担がふえる応益負担の原則に基づき徴収されるので、保育を利用すればするほど負担が重くなる仕組みになります。また、これまで保育所では、徴収されてこなかった給食費や食材費、入学金、体操・音楽教室代など、さまざまな経費が実費徴収、追加徴収の対象になります。保護者にとっては大幅な負担増になるおそれがあり、保護者の所得によって子供が受けられる保育に格差が生じてしまいます。

また、新システムのもとでは、待機児童の解消にも市は責任を負う必要がなくなり、認可保 育所の増設が難しくなります。そして、保育の質も低下をすることが心配をされております。 現在の保育所最低基準より低い基準が設定される可能性が高く、今以上に子供を詰め込む ことが可能になるなど、質の低い保育施設がふえることにもなります。

格差と貧困が広がり、子供の貧困率が悪化する中、保育所の入所要求はますます高まっております。震災復興に取り組んでいかなければならない本市にとって、新システムで保育制度が大きく変わってしまうことは、何らメリットがございません。本市においては、現行の保育制度を堅持し、市の保育の実施責任を後退させることなく、保育の質が低下をすることのないように求めます。当局の見解を求めるものであります。

最後に、TPP 環太平洋経済連携協定についてであります。

現在、44 都道府県議会で TPP に参加すべきではない。または慎重にすべきという意見書が採択され、本議会でも、平成 22 年第 4 回定例会で TPP 参加に慎重な対応を求める意見書が全会一致で採択されております。全国の市町村議会では、合わせて 1,425 件の意見書が上がっております。全国町村議長会は、昨年 11 月の全国大会で TPP 反対の特別決議を満場一致で採択しています。大震災の復興に一体となって取り組んでいるときに、TPP によって、農林業も漁業も崩壊する。復興を妨げる。こういう怒りが表明されております。このように、TPP 参加へ反対する国民の声は、ますます大きくなっております。

大震災の経験は、食料や農業について国民がともに考え直す機会ともなりました。目先のコストだけで安さを強調した原発は、いざというときに対応できず、取り返しのつかない高コストでありました。コストをかけてでも国内で食料を確保しておくことこそが食料危機に備えた本当の効率的システムだということを再認識する機会となりました。

TPP 参加で食料自給率が 40%から 13%に下がる。日本の農業が壊滅することは、国会の質疑でも明らかになっております。農水省は、08年に食料自給率 40%という現状で輸入がストップした場合、食事メニューを次のように想定しております。御飯は朝夕に 1杯ずつ、昼は焼き芋、1日のおかずは漬け物と焼き魚 1切れ、みそ汁が2日に1杯、卵と肉は1週間に1回、これで何とか2,020キロカロリーを確保するというメニューであります。40%の前提でもこのような状態ですが、TPPに参加して、米の生産が9割減、小麦や砂糖の国内生産はほぼゼロになったら一体どうなるのか。TPP参加の無謀性は明白だと言わなければなりません。TPPに参加して関税を撤廃すると、なぜ日本の経済がよくなるのか。政府のまともな説明はありません。

例えばアメリカの自動車の関税は 2.5%ともともと低く、問題は円高であって、関税が問題ではありません。 TPP に参加すれば、農業だけではなく、サービス、政府調達、医療など全面開放せざるを得なくなります。 完全な自由貿易でもうかるのは多国籍企業だけ。 雇用の流動化で賃下げ、失業増加と、国民が豊かになった国はありません。

また、農業対策を準備すれば、TPP に参加してよい、こういう考え方も誤りであります。 規模拡大やコストダウンの努力は必要ですが、日本の稲作は、15 ヘクタール以上の大規模 経営でも生産コストは 1 万 1,500 円。米価 2,000 円程度のアメリカやオーストラリアに 対抗する対策など準備のしようもありません。基盤整備や担い手づくりなど農家の努力を 水の泡にする TPP への参加には、きっぱりと反対するべきであると思います。TPP 反対 の立場を明確に表明するべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、市長の答弁をお願いいたしまして、1回目の質問といたします。

〇議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の七北田川の洪水対策についてですが、まず初めに、七北田川の河川管理を行っている宮城県仙台土木事務所に震災による堤防の損傷について確認しましたところ、決壊につながる大きな損傷は受けていないので、復旧工事を行う予定はないとの回答を受けております。

新田・高橋地区住民の現在の避難場所については、大規模災害時指定収容避難所である山王 小学校のほか、災害時避難所としての使用に係る協定を締結しているみやぎ生活協同組合 高砂店がございます。災害により新田・高橋地区にお住まいの方々の避難が必要となった場 合には、今回設置する市内一円をカバーできることとなる防災広報装置などにより、孤立す ることがないよう、早期避難を呼びかけてまいります。

なお、新田地区に避難ビルを兼ねた公民館等の公共施設をとの御質問でございますが、震災 復興計画にもあるとおり、避難ビルについては、津波による浸水地区を優先して整備するこ ととしておりますので、新田・高橋地区に関しましては、より多くの場所を一時避難所とし て使用できるよう、今後、付近の事務所等へ働きかけてまいりたいと思っております。

2点目の保育行政についてですが、子ども・子育て新システムについては、子育てを社会全体で支えるため、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子供に保育サービスと幼児期の教育を一体的に提供することを目的として検討が進められているところでございます。

しかしながら、現在明らかになっている新システム導入後の姿は、総合こども園、保育所型 こども園及び幼稚園型こども園と施設の類型が三つに分かれ、しかも、総合こども園に 3 歳未満児の受け入れが義務づけされていないことや、保護者と施設の直接契約、利用者の負 担のあり方など、さまざまな課題が残されているのが実情でございます。

現在、政府においては、今通常国会に関連法案を提出することとしているようですが、新システムの実現に向けては、恒久財源の確保を含め、解決しなければならない課題が相当残されているようでございます。このようなことから、議員の御質問にありますとおり、新システムの導入後においても、保育の質が低下しないよう、全国市長会などを通して要望してまいるとともに、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

最後に、TPP 環太平洋連携協定についての御質問にお答えいたします。

本市の農業復興計画については、先ほどの伏谷議員にお答えしたとおりでございますが、 TPP につきましては、まだ交渉への参加を表明している現段階で、枠組みも示されていないこと、また、農業分野のみならず、多方面にわたる協定であることから、総合的に影響を 判断すべきものと考えます。

いずれにいたしましても、TPP への参加を本市の農業を含めた産業振興につながるものでなければならないと考えております。また、TPP 参加への是非につきましては、平成 22 年第 4 回定例会及び昨年第 1 回定例会でもお答えしているとおり、農業関係者を初め、各分野で大きな不安や動揺が生じていることは承知しておりますが、日本経済は貿易が大きな柱であり、TPP が多くの産業分野に関連することから、各産業の関係者等との十分な議論、協議、対策を踏まえて、合意なしでの TPP 参加は慎重に対応すべきであると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 1番栁原清議員。
- ○1番(柳原 清議員)
- 1 番目の七北田川の堤防の件ですが、さほど損傷を受けてないので大丈夫だというお答えでしたので、住民の方もその答えを聞いて安心すると思います。

あと、避難ビルを兼ねた公民館という質問だったんですが、震災復興のための避難ビルを新田地区につくるのは無理だというお答えだと思うんですけれども、新田地区に避難ビルではなくても、公民館が必要だという声はたくさん上がっておりますので、以前、新田地区に公民館が必要だという質問もしたことがあるんですが、そのときは市長も新田地区に公民館一つでは足りないので、ぜひ将来的には建てていきたいというお答えもございましたので、避難ビルということではなくて、公民館などの公共施設の建設に向けた検討は、ぜひしていっていただきたいと思います。

あと、水害対策と避難場所として、高橋地区の住民の方から、高橋の仙台育英学園の多賀城キャンパスですね、高橋の四丁目、五丁目の住民の方は、すぐ近くに育英学園があるので、あそこも災害時の避難場所として使えるように市の方で交渉していただけないかという要望も出されておりますので、これは要望として今後、検討していただけたらなということでお願いしたいと思います。

あと、2番目の新システムですが、市長の方も保育の質が低下しないようにするということで返答いただきましたので、もしこの政府がこういう新システムを導入するということがあっても、市の責任として保育の方の質は低下させないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。これは2番目は返答はいいです。

3番目、TPPですが、市長の答弁では、まだ交渉参加を表明した段階なので、合意なしでの参加は慎重に考えていただきたいという答弁でしたけれども、一昨年も TPP に関して私質問させていただいたんですが、それ以来、昨年の震災で TPP の話はちょっと下火になったのかなと思っておりましたら、野田首相が突然また交渉参加を表明して、マスコミでもTPP参加一色なわけですけれども、実際に何で TPP に参加すると日本の製造業が元気になるのかという点では、どうも国会の質疑でも明らかになってこないわけでありまして、内

閣府の試算でも、TPPで日本の GDP が増加をするのは 10 年間で 2.4 兆円から 3.2 兆円で、これは 1 年間にすると平均 2,700 億円ということなんですけれども、農業の多面的な価値というのがございまして、それの価値の損失が TPP に参加をすると大体 4 兆円というふうに政府の方でも言われております。これを差し引くと、TPP による経済効果は吹き飛んでしまいますし、あと、今、日本の製造業が振るわないのは異常な円高と、あと今製造業で韓国の方がどんどん伸びているわけですけれども、韓国の方は今ウォンが安くなってきていると、そういうことで日本の製造業が振るわないのではないかというふうに私は理解しておりますが、市長の方の TPP に対する理解、私の前回の質問のときから少しは前進したのかどうか、ちょっと TPP に関してはもう一度お答えいただきたいのですが、新田地区の公民館の件と、あと TPP についてもう一度お答えをお願いします。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

新田地区の公民館、3 区あるわけですけれども、あそこの集会所に行ったときにも、私はやっぱりこれでは狭いだろうなという話は確かにしてまいりました。だけれども、今は復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる状況でございますから、その辺、もうちょっとお待ち願いたいというふうに思います。

何か育英学園のキャンパスのことも言及されたわけでございますが、これは前にうちの担当が交渉に行ったところ、遠くから来ている学生とか何かもいるので、ちょっと難しいという話でございました。また、校長先生と会う機会等あるかと思いますので、育英学園の方にもちょっと働きかけてみたいな。万が一のことを考えますと、いろんなところあった方がいいわけでございますから、考えてみたいというふうに思っております。

TPP の関係は、当然農業の関係もそうですし、産業界もそうですし、新年会では塩釜医師会の方々からも TPP は絶対だめだみたいなことで大分言われたことは否めない事実でございます。何かきのう、おとといとワシントンで TPP の会議があって、これからも交渉を積み重ねていくということですけれども、一方では、オーストラリアから交渉参加支持は得られなかったということもございます。いろんな方面からまだまだ議論しなくちゃいけないところがあるでしょうけれども、最後に申し上げましたように、各産業界からも、あるいは医師会からも日本の医療が全滅してしまうよと、保険関係ですね。そんなことも言われているわけでございまして、いろんな形の合意なしの TPP 参加に関しましては、当然慎重に対応すべきだというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(板橋惠一)

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。 あすは午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時11分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。 平成 24 年 2 月 23 日 議 長 板 橋 惠 一 署名議員 竹 谷 英 昭 同 柳 原 清